

令和3年12月10日
山口県報号外第49号
監査公表第9号別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山口県監査委員

令和2年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

防災に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第5 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>1. 農林水産部 漁港漁場整備課 県営漁港海岸保全施設整備事業</p> <p>【指摘事項】 下請業者の未届けについて</p> <p>工事請負契約書の第7条においては、「受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、発注者から当該第三者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求められたときは、これを書面により発注者に通知しなければならない」となっている。</p> <p>この点、3次下請業者までについては、所定の様式で報告を求めているとのことであるが、工事における入場者記録を閲覧したところ、2次下請業者の入場記録があったものの、当該2次下請業者は、受注業者から県に報告（届出）がなされていない者であった。県としては、契約条項から逸脱している状況及び、品質管理の観点からも、受注業者が使用する下請業者の報告を適切に行わせるように指導を徹底する必要がある。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課）</p> <p>取扱の徹底を図るため、令和3年4月に関係所属に通知文書を発出した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>3. 農林水産部 森林整備課 山地治山事業</p> <p>【意見】 工事請負契約の変更について</p> <p>上記、工事請負契約（6）-2「山地治山総合対策事業 平前地区 令和元年度 復旧治山工事 第2工区」について、令和2年3月24日付の変更契約により、コンクリート本体工を1,194.5 m³から1,455.6 m³、型枠を498.9 m²から643.3 m²とし、工事請負額は58,388,000円から73,566,900円と26.0%増加している。</p> <p>工事契約の変更理由書によれば、変更理由は以下の2点であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリート谷止工について、早期完成を行うため数量を追加したい。 2. 年度内の完了が困難なため、工期を延長したい。 （令和2年3月13日付平31森林整備第988号繰越承認） <p>一方で、平成28年5月27日付平28農村整備第426号、「工事請負契約に係る設計・変更契約ガイドライン」によれば、「変更見込金額が請負代金の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途契約することとしています。なお、30%以内の変更であっても、契約書に基づいて適正な契約変更を行うことが必要です。」とある。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部森林整備課）</p> <p>意見を受けて、工事を変更する時は必要性、変更内容、変更金額等の適否について十分に検討を行うよう担当職員に周知を図った。</p> <p>また令和3年3月以降の変更設計の決裁において、「設計書チェックリスト」の「実施計画書との整合性」「変更理由」の項目を担当課長が確実にチェックする形に様式を変更し、変更金額や変更理由の適正性のチェック機能を強化した。</p>	<p>措置済み</p>

当初、コンクリートの打設量等を定めて一般競争入札により行った工事契約を、早期完成を行うため数量を追加し、工事の進捗を早めることは、上記、変更金額の30%以内という基準には適合しているものの、不確定な諸条件を前提とした変更契約の本質から乖離すると見られかねず、やむを得ない状況での工事量増加を除き、当該変更契約は当初予算を形骸化させかねないことから、その適否について十分な検討を行い、慎重に判断すべきである。

最後に念のため申し添えると、同様の変更工事契約による工事量の増加は、他事業でも行われており、全県的に多くの工事が当該運用で進められていると見受けられるため、再度県域での運用の見直し、または実態に則した取扱いの改訂等を検討されたい。

5. 農林水産部 森林整備課 保安林整備事業

【意見】 森林整備工事に係る入札参加資格者数の拡充について

本県における直近（令和2年8月1日時点）の森林整備工事競争入札参加資格者名簿によると全体（県域）での業者数は合計16者（A等級7者、B等級4者、C等級5者）である。平成18年5月に当該工事の入札が開始されて以降、業者数のピークは29者（適用日：平成22年9月30日及び平成24年8月31日）であり、近年は多少の増減はあるものの全体としては減少基調となっている。そして、地域性を踏まえ、かつ、原則5名以上とする森林整備工事入札参加者選定基準を踏まえた指名業者数の確保が難しくつつあるのが現状である（特にA等級業者を対象とする工事については、工事実施管内で5名以上の業者を確保することが既に困難な地域もある）。

以上より、工事の適正な品質を確保する点との利益衡量を図りながら、競争性の原理をより一層機能させるためにも入札参加資格者数を拡充する対策の検討が望まれる。

【意見】 保安林指定面積の拡充について

県では保安林指定面積を令和4年度までに108,500haまで拡充することを目標としている。当該目標値に対する経過を見ると、令和元年度末において目標105,481haに対して実績105,600haと順調な進捗状況である。

一方で、実地監査対象の周南農林水産事務所においては、下表のとおり、単純計算ではあるが進捗状況が良いとは言えない。この要因の一つに所有者不明の山林があり、保安林指定の必要性があるものの、所有者を特定出来ないことから指定に必要な承諾を得られないことが挙げられる。しかしながら、防災の観点から保安林指定の必要性があるにも関わらず当該指定が進まない事態は回避されなければならない。所有者情報の管理について、一義的には各市町が行うものであり、今後は市町への要請や連携を強めることで所有者不明の状態を可及的速やかに解消し、保安林指定面積の拡充を促進するべきである。

平成29年度実績から令和4年度目標までの指定面積が750haであり、単純に5年間で平均した場合、1年当たり150haの指定を行うこととなる（当該単純試算によると令

（主務課・室 農林水産部森林整備課）

意見を受け、令和3年度中に定める次期森林整備工事競争入札参加資格（令和4年度から令和5年度）について、森林整備工事の作業内容の特殊性や地域ごとの適切な森林整備の継続性を踏まえた上で、入札参加資格要件の見直しなど競争性を機能させるための検討を進める。

改善途中

（主務課・室 農林水産部森林整備課）

意見を受け、防災上の観点から重点的に推進する区域を設定し、同区域内について、関係市へ協力を要請するとともに、地元関係者へ協力を仰ぎながら取組むこととし、結果として、令和2年度において、295haの保安林指定調書作成に至った。

措置済み

和元年度の推定実績値は11,402haとなる)。

6. 農林水産部 森林整備課 防災林造成事業

【意見】業務委託契約の変更について

本件の当初業務委託契約では委託金額は637,200円(税込)であったが、その後契約が変更され、変更後委託金額は1,183,680円(税込)と85.8%増加することとなった。変更理由は「森林整備工事に係る周囲測量範囲が当初530mから1,218mへ延長されたため」とのことである。

ここで工事請負契約では「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン 2 設計・契約変更の基本事項、(3) 契約変更の留意事項」にて「ア) 変更見込み金額が請負代金の30%を超える工事は、現に施行中の工事と分離して施行することが著しく困難なものを除き、原則として別途契約することとしています。」との規定があり、変更金額の増加割合が一定を超えるものは原則として別途契約する必要がある旨の規定がある。しかし業務委託契約に関して「業務委託契約に係る設計・契約変更ガイドライン」にはこのような規定はない。

業務委託契約と工事請負契約では当然契約の性質が異なる部分があるため、全ての規定等を画一的に定めるべきではない。しかし、業務委託と工事請負の契約金額変更に関しては性質が特段異なることはないと考えられ、業務委託金額の変更につき変更金額の増加割合によっては別途契約する必要がある等の規定がないことに合理性は見当たらない。

業務委託であっても、やむを得ない理由により金額変更を行うことは当然にあるものと考えられる。しかし上記のような規定がないことにより、規則上は当初委託金額を制限なく変更することが可能となっており、結果として業務委託金額は当初の金額から大きく乖離する可能性がある。そのような状況では当初入札金額は形骸化され、公正な競争入札が害される恐れがあり、業務委託においても金額の変更契約に関する制限規定を適切に整備することが望ましいと考えられる。

【意見】委託業務成績評定結果の活用について

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領(以下、「要領」という)に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について(通知)」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、

(主務課・室 農林水産部 森林整備課)

業務委託契約は、工事請負契約とは性質が異なり、業務内容が多岐に及ぶため、全ての業務委託を対象に、金額の変更に関する制限規定を画一的に設けることは困難である。

このため、令和3年3月8日に、変更契約の基礎となる設計図書の変更の必要性については明確に示すよう、各農林水産事務所等に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林整備課)

業務委託成績評定結果については、低入札価格調査制度において調査対象者による契約内容に適合した履行がされないおそれがないかの確認や、受注者の指導育成に活用するなど、山口県業務委託成績評定要領に基づき、その活用に十分努めているところであるが、意見を受けて、評定結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるよう、運用について検討しているところである。

改善途中

<p>当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。</p> <p>9. 農林水産部 農村整備課 県営老朽ため池整備事業 【指摘事項】 建設工事に係る業務委託契約の入札制度について</p> <p>県では、建設工事に係る業務委託（設計・調査・測量業務等）について、共同企業体を入札参加者とする等の特殊な場合を除き、基本的に指名競争入札によっている（地方自治法施行令第 167 条第 1 項）。これらは、契約案件ごとにその性質又は目的が一般競争入札に適しないとの判断を踏まえて決定しているとのことである（同令第 167 条第 1 項第 1 号）。</p> <p>一方で、地方自治法第 234 条では、原則として一般競争入札を求めており、指名競争入札は例外的な方法として位置付けられている。また、直近では令和元年 10 月 18 日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」（以下、「品確法基本方針」という）によると、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、価格及び品質（技術的能力）が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であると規定されている（品確法基本方針では公共工事に係る調査等も含まれる）。さらに、他の都道府県等の自治体でも建設工事に係る業務委託契約について、いわゆる、（条件付）一般競争入札（総合自治体でも建設工事に係る業務委託契約について、いわゆる、（条件付）一般競争入札（総合評価方式含む）を導入しているケースも見受けられる（その前提として、例えば、建設工事に係る業務委託契約の実施要領等を策定し、その中で一般競争入札に付する対象業務委託策定し、その中で一般競争入札に付する対象業務委託契約の金額基準等を規定している）。</p> <p>以上より、全県的な対応として建設工事に係る業務委託契約を現行の指名競争入札を主とした手続きから、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度への見直しの検討（運用指針となる実施要領等の整備を含む）が必要である。なお、当該指摘事項は県の建設工事に係る業務委託契約の制度全般に対するものであり、本件事業の個別契約案件に対するものではないことを念のため申し添える。</p> <p>【意見】 業務委託契約における評価事項について</p> <p>県が委託業者と業務委託契約を締結する場合、委託業者の選定基準として以下のような項目が示されている。</p> <p>「指名選定項目」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 山口県競争入札参加資格者名簿、 2. 不誠実な行為の有無、 3. 当該業務の技術的適正、 4. 電子入札システムへの対応、 5. 指名業者数の調整 <p>「評価事項」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ①土木関係建設コンサルタント業務の等級が、A 等級であること、②宇部市、山陽小野田市、美祢市、山口市及び萩市に主たる営業所又は受任営業所を有すること、 2. 指名停止期間中でないこと、 3. ①同種業務に精通していること、②専門技術力、管理技術力があると認められること、 4. 電子 	<p>（主務課・室 農林水産部農村整備課）</p> <p>建設工事に係る業務委託の入札契約手続きについては、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度となるよう、他県の状況等も参考としながら、見直しについて検討を行っているところである。</p> <p>（主務課・室 農林水産部農村整備課）</p> <p>地域に密着した業務においては、地域性を捉えた業者を選定することで、業務の品質向上に繋がると考えられることから、令和 3 年 3 月に、評価項目を工夫し、委託業者を選定するよう関係機関へ周知した。</p>	<p>改善途中</p> <p>措置済み</p>
---	--	-------------------------

<p>入札システムに対応していること</p> <p>そして、上記のように概ね項目が定型化された評価シートを用いて、「評価事項」を全てクリアした委託業者を指名競争入札参加者として選定している。</p> <p>ここで委託業者の選定は県の評価項目雛型を元に各出先機関等事業所ごとに「評価事項」を追加してもよいとされている。従って、今後は定型項目のみならず、各出先機関独自の「評価事項」を設けて、より一層地域性を捉えた業者選定をすることも望まれる。</p> <p>【意見】委託業務成績評定結果の活用について</p> <p>業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。</p> <p>以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。</p> <p>11. 農林水産部 農村整備課 地すべり対策事業</p> <p>【意見】委託業務成績評定結果の活用について</p> <p>業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。</p> <p>以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。</p> <p>12. 農林水産部 農村整備課 県営海岸保全施設整備事業</p> <p>【意見】工期延長の適正性について</p> <p>上記海岸保全施設整備事業（高潮対策）黒崎開作地区令和元年度堤防工事4号の工期について、当初は着工期日</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農村整備課)</p> <p>業務委託成績評定結果については、低入札価格調査制度において調査対象者による契約内容に適合した履行がされないおそれがないかの確認や、受注者の指導育成に活用するなど、山口県業務委託成績評定要領に基づき、その活用に十分努めているところであるが、意見を受けて、評定結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるよう、運用について検討しているところである。</p> <p>(主務課・室 農林水産部農村整備課)</p> <p>業務委託成績評定結果については、低入札価格調査制度において調査対象者による契約内容に適合した履行がされないおそれがないかの確認や、受注者の指導育成に活用するなど、山口県業務委託成績評定要領に基づき、その活用に十分努めているところであるが、意見を受けて、評定結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるよう、運用について検討しているところである。</p> <p>(主務課・室 農林水産部農村整備課)</p> <p>令和2年9月に「土木工事における適正な工期設定の考え方」を関係機関へ周</p>	<p>改善途中</p> <p>改善途中</p> <p>措置済み</p>
---	--	-------------------------------------

(令和2年2月19日)完成期日(令和2年3月31日)であったが、その後工期が延長され変更後は完成期日が令和2年9月30日となり、当該変更申請時の出来形は5%であった。また延長を必要とする理由は現地測量の結果、施工目地の設置について、既設堤防の目的位置と合わせるため、スパン割及び施工延長を変更する為(施工延長27.80mから33.80mに変更)とのことである。

工期については当然やむを得ない理由により変更を行うことはあると考えられる。しかし、本件工事においては変更後工期全体で225日間を要する工事を当初は42日間で完成させる予定で、また変更申請時出来形が5%というものであり、当初工期により完成が可能と判断できたかは疑問であり、変更ありきと見られかねない。また、変更理由も工事着手前に相当程度想定されておくべきものと考えられ、やむを得ない理由であるかも疑問である。

この点、会計年度独立の原則から、繰越工事と見込まれるものの一旦年度内工期を仮に設定して公告を行い、議会の繰越承認が行われた後に本来必要な工期変更の手続きを採ったものと考えられる。このことは、設計(変更設計)において適正な工期を設定するという原則を曖昧なものにしていると言わざるを得ない。当初より繰越工事と見込まれるものであるならば当該事実を適切に認識し、当初より適正な工期及びそれに基づく予定価格等を設定し、受注業者が工事の品質確保(防災上施工不良等が生じないこと)に十分対応し得るように事務手続を検討すべきである。

14. 土木建築部 砂防課 住民参加型 土砂災害 ハザードマップ作成支援事業

【意見】改正消費税率に伴う契約変更等の適時化について

本件の当初業務委託契約は平成31年4月18日付けで締結されており、委託期間は「平成31年4月19日から平成32年3月31日」と明記され、委託料の消費税及び地方消費税率(以下、「消費税率」という)は8%で計算されている。また、業務委託変更契約が令和2年3月16日付けで締結され、当該変更契約では消費税率は10%で計算されている。ここで、成果品の引渡しは令和元年10月1日以降になる契約(当初契約)については改正後の消費税率10%にて締結することが原則である。一方で、技術管理課より、「消費税及び地方消費税の税率改正に伴う工事請負契約等の取扱いについて(通知)」が平成31年4月19日付けで通知されている。そのうち、当該通知「3(2)当初契約日が4月1日以降のもの」において、「既に公告済みのものについては旧税率で当初契約を行うこととなるが、新税率により変更契約を行うこと。」と規定されている。本来であれば通知後速やかに変更契約を締結するか、業務打合せ簿により協議する必要があった。この点、担当課からは「事務上の負担等を考慮し、増額変更に合わせて新税率への変更に対応した」との回答を得た。しかし、上記のとおり変更契約は令和2年3月になってなされており、また、業務打合せ簿による協議も行われていないため、改正税率での変更契約を失念していたと見られかねない。確かに税率変更のみを対象として変更契約を締結することに事務負担は生じるが、事務負担の発生を考慮してもなお、平成31年4月19日付けの上記通知が

知し、当初から適正な工期を確保した上で工事を発注するよう徹底した。

(主務課・室 土木建築部砂防課)

改正税率での変更契約は令和2年3月に実施済み。

今後消費税率改正が行われ、新税率での変更契約を要する事案が生じた場合は、業務打合せ簿による協議を行うなど、適正な事務処理を行っていくことを令和3年2月の課内会議で周知徹底した。

措置済み

<p>出た時点で、適時に税率変更による業務委託変更契約書等を締結するべきであったと考える。</p> <p>【意見】 指名業者選定基準について 上記（６）の委託契約の概要のとおり、当該委託契約においての入札は８者指名（８者入札）となっている。ここで山口県では選定する指名業者数は原則として 10 人以上とし、地域の実情等により下限を５人とする事ができる旨規定している（山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準第６項）。本件の指名業者数は８者であり原則的な取り扱いからは外れており、例外規定の中での対応とされている。しかし、選定理由書によると「土木コンサル総合点数が一定点数以上である者」を要件としており、新規事業であり最初の選定であるにも関わらず当該点数の設定根拠としては、透明性に欠けるものと言わざるを得ない。当該事業が新規事業であり適応可能な業者選定への配慮という事務手続きを考慮しても指名業者の選定基準としては不明瞭である。</p> <p>以上より、対外的に説明可能な合理的かつ客観性のある指名基準の設定が求められる。</p> <p>【意見】 住民懇談会不参加住民への防災意識啓発について 住民参加型土砂災害ハザードマップの作成に至る過程に住民懇談会の実施がある。住民懇談会では土砂災害の危険性を洗い出し、図上に住民意見として過去の災害履歴や前兆現象の有無等を集約し、防災意識の共有化が図られる。そして、手引きによると住民懇談会参加者の選定として、住民懇談会に適した人数（10 名程度）で選定に際しては自主防災組織や自治会役員、防災士など防災に関心の高いメンバー構成により、かつ、年齢構成や男女のバランスを考慮するよう求めている。</p> <p>ここで、住民懇談会参加者が約 10 名程度とすると、自治会単位で見ても不参加住民の方が圧倒的に多い状況であると言える。住民参加型の土砂災害ハザードマップを作成することはコミュニティ防災としての自助・共助を考える上で重要なツールになることは間違いないと考えられる。しかし、不参加住民に対して自助・共助としての防災意識を醸成させるためには作成されたマップを配布する、またはマップの存在を周知するだけでは現実的には不十分であり、今後の展開として市町が行う自治会単位（全住民）での自助・共助の防災意識向上に対して県による助言等が望まれる。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部砂防課） 指名業者の選定に当たっては、対外的に説明可能な合理的かつ客観性のある基準により選定を行うことを、令和 3 年 2 月の課内会議において、指名審査資料作成担当者、指名審査会委員に周知徹底した。</p> <p>（主務課・室 土木建築部砂防課） 県が行うこの取組は、市町が行う自治会単位（全住民）での自助・共助の防災意識の向上に対し、そのきっかけとなるよう、まずは住民参加型土砂災害ハザードマップ作成ノウハウを市町に伝承し、これを全県下へ波及させていくことを目的としている。今後手引きを作成・配布し、市町向け説明会を実施することで作成ノウハウを伝承するとともに、事業完了後（令和 4 年度以降）は、市町が行う取組に対し、依頼があればアドバイザーとして助言等を行っていく。</p>	<p>措置済み</p> <p>改善途中</p>
<p>16. 土木建築部 砂防課 地すべり対策事業(54)</p> <p>【指摘事項】 起案書の決裁日の漏れについて 当該事業に係る起案書において、閲覧した全ての文書の決裁日記載が漏れていた。決裁とは、審議及び合議を終了した起案文書に対して決定する権限のある者（決裁権者）が承認、決定、裁定等を与えることによってその起案を確定し最終的な意思を決定することをいう。県の事務処理は、そのほとんどが文書を通して行われている。起案文書については、決裁者及び決裁日において責任の所在を明確にし、その後の事業の遂行について合理性を付与するものである。このように、決裁年月日は重要な意味を持つものであるから、その都度漏れないよう正確に記載し適切</p>	<p>（主務課・室 土木建築部砂防課） 直ちに決裁日を記入するとともに、宇部土木建築事務所の所内会議において、決裁日を必ず記入するよう周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>

に文書を完成させる必要がある。

【指摘事項】 起案書の起案日の漏れについて

起案書「予定価格の決定について」において、決裁日と起案日の記載が漏れていた。

起案とは、県の意思を決定するため、その基礎となる案文を作成することをいう。したがって、文書事務において、起案は最も基本的かつ重要な意味を持つものであり、正確に起案の日付を記載することで適正に執行する必要がある。

17. 土木建築部 砂防課 急傾斜地崩壊対策事業(54)

【指摘事項】 工期延長の適正性について

本件、「令和元年度時宗地区 防安・急傾斜工事 第1工区」は下表の時系列に沿って工期が延長された。

年月日	項目	理由等
令和元年7月12日	入札公告	
令和元年9月24日	開札執行	
令和元年10月10日	(当初) 工事請負契約	
令和元年10月31日	請負工事の一時中止 (92日間)	隣接工事と進入口・作業場が重複し作業困難であるため
令和2年3月13日	工期延長申請	先行工区との調整のため
令和2年3月13日	工期の延長の承認 (令和3年3月31日まで 365日延長)	上記事情はやむを得ないものと認められるため 工期の延長の承認伺を起案・承認

ここで、先行工区の工事でも県が管理しており、先行工事の進捗状況等を把握し、本件工区の工事に影響が生じる可能性は予見できたものと考えられる。当該状況下で、入札公告を起案し、工事請負契約を締結後に20日程度で当該工事を一時中止し、さらに、当該年度末に翌年度末まで工期を延伸していることは客観的には当初から繰越ありきで契約を締結したと見られかねない。また、本来、会計年度独立の原則が適用される場所、年度内に終わる見込みがない請負工事については例外的に明許繰越等に基づく翌年度使用が認められているが、その適用は「やむを得ない理由」が相当程度にあることが求められる場合であり、上記の理由からはその相当性を客観的に認めることは困難である。さらに、繰越自体が予算の固定化にも影響するため、適切な工期変更であるとするならば、やはり合理的な説明が要求され、かつ疎明資料として記録保存されるべきである。

【指摘事項】 見積書の不備 (有効期限) について

本件、「令和元年度時宗地区 防安・急傾斜工事 第1工区」について、土木工事設計積算システムに搭載されていない規格について業者見積 (3者) により設計単価とし

(主務課・室 土木建築部砂防課)

直ちに起案日を記入するとともに、宇部土木建築事務所の所内会議において、起案日を必ず記入するよう周知徹底した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部砂防課)

令和2年9月に、技術管理課から土木工事における適正な工期設定の考え方が文書で通知されており、通知に基づいて適正な工期を確保したうえで発注するよう周南土木建築事務所の所内会議で徹底した。

措置済み

(主務課・室 土木建築部砂防課)

令和3年3月に、技術管理課から見積徴収歩掛決定要領 (改定) が文書で通知されており、通知に基づいて、見積書を受領する際には、見積有効期限が記載さ

措置済み

<p>ている。</p> <p>それ自体は規定に従った事務手続であるが、入手した見積書（サンプルとして伐採費）を閲覧したところ、業者から提出された見積書には見積有効期限の記載がないものが見受けられた。当該見積書は予定価格の設計において用いられる情報であり、その時点での市場を踏まえて有効な見積価格を提示してもらって初めて入札に付す設計価格として意味をなすものであることからすると単に金額情報だけ収集出来ればよいとされるものではない。</p> <p>今後は契約事務手続きの一環として業者から見積書を入手する際には契約期間を踏まえた有効期限内の見積書であることを確認すべきである。</p> <p>【意見】委託業務成績評定結果の活用について</p> <p>業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。</p> <p>以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。</p> <p>19. 土木建築部 砂防課 通常砂防事業(55)</p> <p>【意見】前払金支払請求書の日付について</p> <p>本件の(有)藤永土建との「二宮溪流 総流防・砂防（緊急改築）工事 第1工区」の工事請負契約において請負代金 16,247,000 円のうち、前払金 6,400,000 円を支払う契約となっている。ここで前払金支払請求書の様式による日付を記載する欄が設けられている。</p> <p>しかし、当該請求書には受注業者による請求日付が記載されていない。この点、受注業者から提出のあった請求書に日付の記載がない場合は、財務会計マニュアルに沿って発注者（県）側の受領印で日付を併せて押印して明示しているとのことである。しかしながら、請求日付は支払期限にも繋がる期間帰属の観点で重要な要素であり、また、前払金支払いという支出負担行為の根拠となるものである点、その作成に瑕疵があってはならない。受注業者からの前払金請求書が郵送された場合等、日付の不備を以って返送することは実務上の便宜を著しく欠くため上記のような財務会計マニュアルに沿った処理も採り得るが、一義的には受注業者による記入漏れが起きないように指導・周知の徹底を図る必要がある。</p> <p>20. 土木建築部 砂防課 地すべり対策事業(55)</p>	<p>れており、有効期限内であることを必ず確認するよう周南土木建築事務所の所内会議で徹底した。</p> <p>（主務課・室 土木建築部砂防課）</p> <p>業務委託成績評定結果については、低入札価格調査制度において調査対象者による契約内容に適合した履行がされないおそれがないかの確認や、受注者の指導育成に活用するなど、山口県業務委託成績評定要領に基づき、その活用に十分努めているところであるが、意見を受けて、評定結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるよう、運用について検討しているところである。</p> <p>（主務課・室 土木建築部砂防課）</p> <p>令和3年3月の防府土木建築事務所の所内会議において、前払金支払請求書を受領する際には、請求日付が記載されていることを必ず確認するよう徹底した。</p>	<p>改善途中</p> <p>措置済み</p>
---	---	-------------------------

<p>【意見】 契約変更内容について</p> <p>本件、「地すべり対策工 横ボーリング8本」の工事について、当初契約金額（契約日：令和元年 11 月 1 日）は 23,320,000 円（税込）であったが、途中で契約変更（契約変更日：令和2年4月 24 日）がなされ 24,999,700 円（税込）と金額が増額となっている。この契約変更の理由は当初契約時にはなかった孔内洗浄工を追加したことによるものである。しかし、孔内洗浄工の必要性自体は当初契約日の令和元年 11 月 1 日より以前の平成 25 年の調査時点で既に判明していたものである。</p> <p>したがって、本件工事の発注時に、孔内洗浄工の仕様も精査したうえで発注しておけば、契約変更手続に要する時間や労力といった事務コストを削減できたはずであり、そもそも調査業務委託が活かされておらず、事務手続の改善が必要である。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部砂防課）</p> <p>令和2年9月に、技術管理課から工事請負契約に係る設計変更の取扱いが、文書で通知されており、通知に基づいて、設計変更については、真にやむを得ないものに限り行うよう周南土木建築事務所の所内会議で徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>21. 土木建築部 砂防課 急傾斜地崩壊対策事業(55)</p> <p>【意見】 工期延長の適正性について</p> <p>上記藤ヶ谷（1）地区総流防・急傾（重点）工事第1工区の工期について、当初は着手期日（令和2年1月6日）完成期日（令和2年3月31日）であったが、その後工期が延長され変更後は完成期日が令和3年1月29日となり、当該変更申請時の出来形は5%であった。また延長を必要とする理由は「地元調整及び埋設物支障物件移設並びに梅雨期等を避けて施工するといった不測の期間を要した為」とのことである。</p> <p>工期については当然やむを得ない理由により変更を行うことはあると考えられる。しかし本件工事においては、当初は 86 日間で完成させる予定であったが、結果的に 390 日間を要しており、当初工期により完成が可能と判断できたかは疑問であり、変更ありきとも見られかねない。また、変更理由も工事着手前に相当程度想定しておくべきものと考えられ、やむを得ない理由であるかも疑問である。</p> <p>この点、会計年度独立の原則から、繰越工事と見込まれるものの一旦年度内工期を仮に設定して公告を行い、議会の繰越承認が行われた後に本来必要な工期変更の手続きを採ったものと考えられる。このことは、設計（変更設計）において適正な工期を設定するという原則を曖昧なものにしていると言わざるを得ない。当初より繰越工事と見込まれるものであるならば当該事実を適切に認識し、当初より適正な工期及びそれに基づく予定価格等を設定するように事務手続を検討するべきである。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部砂防課）</p> <p>令和2年9月に、技術管理課から土木工事における適正な工期設定の考え方が、文書で通知されており、通知に基づいて適正な工期を確保したうえで発注するよう宇部土木建築事務所の所内会議で徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 中国電力(株)への工事補償金の金額の妥当性について</p> <p>本件工事区間内にある電柱の支線及び引込線の移設に関する中国電力(株)（以下、「中電」という）への工事補償金について、中電より送付される工事補償金請求書金額に対して違算等の有無や工事打合せ協議結果の確認は行っているものの、金額積算に直結する移設数量の増減や単価の妥当性については確認し得ないのが現状である（いわゆる企業秘密に基づき中電側から十分な情報開示が為されない）。</p> <p>ここで、本件の電柱の支線及び引込線の移設は補償金</p>	<p>（主務課・室 土木建築部砂防課）</p> <p>工事補償金額の妥当性の検証を可能とするため、精算時における項目別の工事実績金額等の報告を中国電力(株)に対して要請し、現在協議継続中である。</p>	<p>改善途中</p>

<p>の受領者と工事を実施する者が同一（中電）であり、当該補償金が工事代金であることに違和感はない。しかしながら、いわば一方通行的に請求される金額に対して、多くは県民の税金で賄われる県費を支出することには一定程度の検証が求められるべきであるとも考えられる。</p> <p>そこで、具体的な個別積算情報（単価や数量根拠）を得られないまでも、精算時に見積書に記載の項目別に工事実績金額等の報告を求め、見積時点と工事実績の比較分析等を可能とするよう中電側と交渉し、県として経済性を担保していくことが必要である。</p> <p>【意見】 西日本電信電話(株)への工事補償金の金額の妥当性について</p> <p>本件工事区間内にある電気通信線路設備の移転に関する西日本電信電話(株)（以下、「NTT」という）への工事補償金について、NTTより送付される工事補償金請求書金額に対して違算等の有無や工事打合せ協議結果の確認は行っているものの、金額積算に直結する移設数量の増減や単価の妥当性については確認し得ないのが現状である（いわゆる企業秘密に基づきNTT側から十分な情報開示が為されない）。</p> <p>ここで、本件の電気通信線路設備の移転は補償金の受領者と工事を実施する者が同一（NTT）であり、当該補償金が工事代金であることに違和感はない。しかしながら、いわば一方通行的に請求される金額に対して、多くは県民の税金で賄われる県費を支出することには一定程度の検証が求められるべきであるとも考えられる。</p> <p>そこで、具体的な個別積算情報（単価や数量根拠）を得られないまでも、精算時に見積書に記載の項目別に工事実績金額等の報告を求め、見積時点と工事実績の比較分析等を可能とするようNTT側と交渉し、県として経済性を担保していくことが必要である。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部防防課）</p> <p>工事補償金額の妥当性の検証を可能とするため、精算時における項目別の工事実績金額等の報告を西日本電信電話(株)に対して要請し、現在協議継続中である。</p>	<p>改善途中</p>
<p>22. 土木建築部 建築指導課・住宅課 民間建築物耐震改修等推進事業</p> <p>【意見】 山口県事務決裁規程の適用について</p> <p>本件、「多数利用建築物」に係る決裁を閲覧した結果、山口県事務決裁規程と相違する決裁があった。</p> <p>山口県事務決裁規程では補助金交付の決裁は補助金交付額が 3,000 千円未満であれば課長決裁で足りる。しかし、平成 30 年度山口県民間建築物耐震改修等推進事業費補助金 1,516 千円の交付について部長決裁がなされていた（平成 30 年度民間建築物耐震改修等推進事業費補助金文書番号：平 31 建築指導第 99 号）。本来は課長決裁である案件について部長決裁までなされていること自体は上位決裁のため実質的に容認できるが、山口県事務決裁規程に従うと課長決裁で可能とされており、敢えて規程で課長とした趣旨を踏まえ規程遵守の徹底が望まれる。なお、そもそも規程の在り方として部長決裁を要求するべきと考えられるのであれば当該規程の改訂を視野に入れることも望まれる。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部建築指導課）</p> <p>意見を受けて、当該事業の執行に係る決裁権者について検討したところ、現行の山口県事務決裁規程の区分で支障がないことを確認したことから、令和 2 年 12 月に当課職員に対し、現行区分を遵守するよう徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>23. 土木建築部 建築指導課 応急危険度判定体制整備事業</p> <p>【指摘事項】 請求書等日付について</p> <p>令和元年度（平成 31 年度）一般需用費の支出処理に</p>	<p>（主務課・室 土木建築部建築指導課）</p> <p>令和 2 年 12 月に当課職員に対し、今</p>	<p>措置済み</p>

係る証憑書類である「請求書」及び「納品書」の日付が空欄となっており、納入業者が実際に納品・請求した日付が客観的に確認できなかった。県側での購入・検収・受付・支払いにおける一連の手続きは問題なく適正に実行されていた。しかし、「不正」とは日常にその「機会」があることにより、発生が可能となる。予算執行との兼ね合いから、日付が空欄の請求書については、期間の恣意的な変更が可能となる。「不正」の未然防止の観点からも、請求書等の日付が空欄となっている場合、取引業者に記入を指導し、適切な証憑書類等として要件を具備する必要がある。なお、証憑書類は、県民への説明責任を果たす前提となる基本的事項である。

24. 土木建築部 建築指導課 土砂災害対策総合支援事業

【意見】 補助制度の周知・浸透の徹底について

当事業は国・市町が主導している事業であるものの、実際に補助制度を利用できる市町は県内に 13 市町しかない状況であり、山口県として当該制度を必要とする県民全員に直接的に当事業の活用を勧めることができない。しかし、土砂災害特別警戒区域に住む全住民（約 35,000 戸）は高齢化が進んだ地域も多く、ウェブ等を活用して適時に情報収集を自らの手で行うことには困難を伴う。すなわち、行政のホームページ（以下、「HP」という）上での情報収集が困難となっている可能性も高いことから、県作成のパンフレットの HP 上の公表や市町の役所への関連資料の配布だけではなく、市町との連携を強化して、土砂災害特別警戒区域の各世帯に対し、よりの確な制度の周知を図るべきである。

25. 土木建築部 港湾課 海岸防災事業（ハード事業）(54)

【意見】 海岸防災事業期間について

徳山下松港海岸対策は、昭和 61 年度から事業を開始しており、平成 11 年の台風 18 号による浸水被害を受けて防護水準を見直し、令和元年度も引き続き事業が継続されている。

山口県が 5 年に 1 度行う事業再評価によると事業終了年度は令和 9 年度（平成 39 年度）とされており、平成 25 年に行われた前回再評価時点では令和 4 年度（平成 34 年度）を予定していた。ここで当該徳山下松港は周南コンビナートを形成しており国際拠点港湾でもある中で護岸背後には住民及び重要な社会インフラを擁している。人命保護の公平性に鑑みると、規模の大小等で他の防災箇所との間に優先順位を安易に付け得るものではないが、いつ発災するか予測困難な中で、また想定を超える災害が生じやすい昨今において、重要拠点である本箇所でのこれ以上の期間延長は望ましくない。従って、可能な限り早期の事業完了を目指し、生命・財産の防護に資することが望ましく、県費の配分として一層重点的な投入の検討が必要であると考えられる。参考までに、徳山下松港における残事業に対して、令和元年度の投下資源に基づく残年数試算をしたところ、当該投下水準を維持した場合は令和 9 年度より前倒しでの事業完了が理論上は可能と試算される。

26. 土木建築部 港湾課 海岸防災事業（ソフト事業）(54)

【指摘事項】 建設工事に係る業務委託契約の入札制度につ

後、取引業者が請求書等の日付を空欄で提出してきた場合、当該業者に記入を指導し、適切な証憑書類等とするよう徹底した。

（主務課・室 土木建築部建築指導課）

令和 3 年 3 月に、事業主体である市町に対し、補助制度を整備していない場合は制度の早期創設を、整備している場合は公報等による対象住宅の居住者への周知徹底を行うよう、依頼文書を発出した。

措置済み

（主務課・室 土木建築部港湾課）

意見を踏まえ、今後は、当該海岸の残事業量と他海岸の進捗状況を勘案し、より重点的な予算配分を行い、事業の早期完了を目指すこととする。

なお、当該事業については、令和 2 年度の国の第 3 次補正予算において、事業の早期完成を図るため予算要求し、要望額どおり措置されたところであり、早期の事業完了を目指して取り組んでいる。

措置済み

<p>いて</p> <p>県では、建設工事に係る業務委託（設計・調査・測量業務等）について、共同企業体を入札参加者とする等の特殊な場合を除き、基本的に指名競争入札によっている（地方自治法施行令第 167 条第 1 項）。これらは、契約案件ごとにその性質又は目的が一般競争入札に適しないとの判断を踏まえて決定しているとのことである（同令第 167 条第 1 項第 1 号）。</p> <p>一方で、地方自治法第 234 条では、原則として一般競争入札を求めており、指名競争入札は例外的な方法として位置付けられている。また、直近では令和元年 10 月 18 日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」（以下、「品確法基本方針」という）によると、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、価格及び品質（技術的能力）が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要であると規定されている（品確法基本方針では公共工事に係る調査等も含まれる）。さらに、他の都道府県等の自治体でも建設工事に係る業務委託契約について、いわゆる、（条件付）一般競争入札（総合評価方式含む）を導入しているケースも見受けられる（その前提として、例えば、建設工事に係る業務委託契約の実施要領等を策定し、その中で一般競争入札に付する対象業務委託契約の金額基準等を規定している）。</p> <p>以上より、全県的な対応として建設工事に係る業務委託契約を現行の指名競争入札を主とした手続きから、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度への見直しの検討（運用指針となる実施要領等の整備を含む）が必要である。なお、当該指摘事項は県の建設工事に係る業務委託契約の制度全般に対するものであり、本件事業の個別契約案件に対するものではないことを念のため申し添える。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部港湾課）</p> <p>建設工事に係る業務委託の入札契約手続きについては、地方自治法の原則及び品確法基本方針を踏まえ、より一層、経済性と有効性を両立できる制度となるよう、他県の状況等も参考しながら、見直しについて検討を行っているところである。</p>	<p>改善途中</p>
<p>27. 土木建築部 港湾課 海岸防災事業(55)</p> <p>【意見】 目標達成指標について</p> <p>目標達成のための指標として、堤防、護岸等における要対策延長が約 14km 存在していることが示されているが、周南港湾管理事務所において、点検結果に基づく要対策箇所については把握しているものの、指標となる要対策延長（距離）について把握できていない。当該指標については、本庁に確認すればすぐに分かる内容ではあるが、執行（出先）機関として常日頃から管内の老朽化対策に関する情報を共有しておくべきである。また、現場の状況は刻々と変化することもあり、出先機関から本庁へのフィードバックを含め、定期的に最新の状況を相互に把握することも望まれる。</p> <p>【意見】 要対策箇所の進捗について</p> <p>平成 28 年度に堤防、護岸等における要対策延長が約 14km と示されたが、平成 30 年度末時点での対策完了が約 1 km、進捗率約 7% という状況であり、数字上だけで見ると進捗度合いは低いと言える。県としても限られた予算枠において、最大限の努力のうえで困難な対策を進めている点も理解できるが、山口県国土強靱化地域計画（以下、</p>	<p>（主務課・室 土木建築部港湾課）</p> <p>意見を受け、直ちに周南港湾管理事務所の所内会議において、要対策延長やその整備に必要な期間等について、周知徹底を図るとともに、今後は、あらゆる機会を通じて本庁・出先機関の情報共有を図り、相互に最新の状況を把握することとした。</p> <p>（主務課・室 土木建築部港湾課）</p> <p>意見を踏まえ、今後は、当該海岸の残事業量と他海岸の進捗状況を勘案し、より重点的な予算配分を行い、事業の早期完了を目指すこととする。</p> <p>なお、「山口県海岸保全施設長寿命化計画」は、施設の定期点検を行うことで</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>「強靱化地域計画」という)における脆弱性評価の該当箇所として、本事業においては4項目列挙されている(上記(1)関連する県の計画・施策等参照)。</p> <p>この点、要対策箇所において強靱化地域計画に記載される、起きてはならない最悪の事態が発生してからでは遅く防災・減災の点で効果が期待できない。要対策箇所の危険性を認識し、設計から工事完了まで数年単位の時間がかかることは過去の実績からも明白であり、やはり予算を重点的に配分することとなったとしても早急に対策を行うべきである。</p> <p>また、山口県海岸保全施設長寿命化計画では、要対策箇所の完了の目標時期が明記されていない。この点についても時期を定めることが困難であることは理解できるが、計画上で目標を定めることにより上記の進捗率も向上し、目標設定があってはじめて当該目標に向けた財源投下を検討できるはずである。したがって、変わることがあるとしても要対策箇所の完了目標時期を事業実施者として一義的には定めることが望まれる。</p>	<p>常に状態を把握し、健全度に応じた対策を設定することでライフサイクルコストの縮減を図ることを目的とした計画であり、同計画中に明確な目標時期を定めることは困難であるが、要対策箇所の完了目標時期については、交付金事業の実施計画において定めていることから、これに基づき着実に事業を進めていく。</p>	
<p>28. 土木建築部 港湾課 港湾環境整備事業</p> <p>【指摘事項】見積書の不備(日付・有効期限)について</p> <p>上記(6)-2の本件「三田尻中関港港湾環境整備(緑地0県)工事第2工区」について、土木工事設計積算システムに搭載されていない規格について業者見積(3者)により設計単価としている。そのこと自体は規定に従った事務手続きであるが、入手した見積書を閲覧したところ、業者から提出された見積書には見積書提出年月日や見積有効期限がブランクになっているものが散見された。当該見積書は予定価格の設計において用いられる情報であり、その時点での市場を踏まえて有効な見積価格を提示してもらって初めて入札に付す設計価格として意味を為すものであることからすると単に金額情報だけ収集出来ればよいとされるものではない。</p> <p>今後は契約事務手続きの一環として業者から見積書を入手する際には契約期間を踏まえた有効期限内の見積書であることを確認するべきである。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部港湾課)</p> <p>見積有効期限を明示した上で見積依頼を行っていたことから、日付が未記載であっても有効と取り扱っていたが、今後は見積提出年月日や見積有効期限の記載漏れがないよう、受付時の確認を徹底することを、指摘後直ちに防府土木建築事務所の所内会議で周知徹底した。</p>	措置済み
<p>30. 土木建築部 港湾課 港湾既存施設有効活用促進事業</p> <p>【指摘事項】工事設計時の添付書類の不備について</p> <p>工事の設計審査時に必要な審査資料は、チェックリストで確認する仕組みが出来ており、漏れのないよう事前防止できる統制が整備されている。本件、「徳山下松港 港湾施設改良工事」は、予定価格 71,452 千円である。港湾事務所で作成されているチェックリストによると、設計額が 50,000 千円以上の場合、建設コスト縮減計画表を作成し、添付するように定められている。設計審査書では、諸手続として、コスト削減計画表による審査が要求されている。審査書は担当者から各主任、各課長、次長そして所長の押印がされている。しかし、チェックリストの時点で、コスト縮減計画は「ノーデータ」とされており、作成されていない。担当者に確認したところ、前年度、前々年度と作成したが、「今回の工事内容が比較的単純であり、縮減率 0 であることが明らかであったため、作成しなかった」とのことであった。しかし、コスト縮減計画表は作成するよう定められており、前年度及び前々年度におい</p>	<p>(主務課・室 土木建築部港湾課)</p> <p>チェックリスト上に、コスト縮減計画表の作成が必要な場合とそうでない場合(過年度の実績や工事内容等を踏まえ、縮減率 0 となる工事であることが明らかである場合は、理由を付して作成を不要とする。)について明記されていなかったことが原因であることから、指摘後直ちにチェックリストの改正を行った。</p>	措置済み

て、作成した結果が縮減率0であったというだけで、今年度作成しなくて良いということにはならない。また、未作成ということ自体は担当者の判断ではなく、所長決裁の結果であるという回答であった。この点、審査書の表紙には当該計画表は「要」となっていることからすると、その添付のないことについて、結果的に押印（確認実施）者10人全員が何ら疑問を持たず見落としたこととなる。

公金（県民の税金）が投下され、実施する事業について、コスト縮減の評価をするのは当然の義務であり、毎年コスト意識を保持して業務に臨む必要がある。

31. 土木建築部 道路整備課 道路災害防除事業(54)

【意見】 工事打合せ簿の記載様式について

工事請負契約に基づき請負工事を行う場合、通常工事打合せを事前に実施し、「工事打合せ簿」を作成することとなっている。そして、当該「工事打合せ簿」の上部に査閲者の押印欄があるが、総括監督員の箇所に何も確認した証跡がなかった。担当者に質問したところ、「工事打合せ簿」の下部にも査閲欄があり、当該下部に総括監督員の押印がある場合は、上部にある総括監督員の押印を失念する場面があるとのことであった。しかし、形式的であるとしても、「工事打合せ簿」作成の手続で上部に総括監督員の押印欄がある以上、押印は必要と見られ、逆に言えば、上部の総括監督員欄と下部の総括監督員欄が重複しているため、上部の総括監督員欄を削除して手続の効率化を図ることを検討することが望まれる。

また、同じく「工事打合せ簿」の記載様式で発議の内容を記載する「発議事項」の記載箇所（チェック箇所）があるが、当該請負工事に関する「工事打合せ簿」について発議事項のチェックがされてないものが3件あった。さらに、「工事打合せ簿」の記載様式で契約変更の有無を判断するために、契約変更の有無欄で「有」「無」のいずれかをチェックする手続が定められているが、当該請負工事に関する契約変更の有無について、「有」「無」のいずれかの□にチェックがされてないものが5件あった。これらは、定められた事務手続きから外れたものであり、改めて運用上は当該チェックの意味を確認し、必要であれば遺漏なく実施し、不要であるものは手続の効率化に向けた改善が望まれる。

なお、上述の確認押印漏れについては現在、国主導で行政手続きにおける押印省略化が進められていることを踏まえ、併せて県の手続の中でも検討が望まれる部分である。

35. 土木建築部 道路建設課 道路改良事業

【意見】 特記仕様書の記載項目について

設計図書に含まれる特記仕様書の中に、契約の履行に関する重要事項よりも、一般的な注意事項の方が数多く見られた。ここで、一般的な共通仕様書の内容を補足する個別の要求事項や注意事項等を特記仕様書に示すこと自体は国土交通省（国）においても実施されているところである。

しかしながら、上記のように一般的な内容の注意事項の方が多い場合には、特記仕様書の性質としては適切性を欠くとも考えられることから、特記仕様書は主に設計図書に関わる重要事項で構成され、契約義務の履行状況の検査において運用されることが望まれる。

（主務課・室 土木建築部道路整備課）

令和2年11月の山口県土木工事共通仕様書の改訂に伴い、工事打合せ簿下部の押印欄を廃止し、上部の査閲者の押印欄のみとした。

また令和2年11月の周南土木建築事務所の所内会議で押印欄のみとすることを徹底した。さらに令和3年4月の工務会において改めて徹底した。

措置済み

（主務課・室 土木建築部道路建設課）

特記仕様書には、一般的な注意事項は記載せず、設計図書に係る重要事項について記載するよう令和3年4月の周南土木建築事務所の所内会議で周知徹底を図った。

措置済み

<p>36. 土木建築部 道路建設課 防衛施設周辺整備事業</p> <p>【意見】 委託期間延長の適正性について</p> <p>本件、「トンネル詳細設計業務委託第2工区」の期間延長に伴う契約変更に関して、業者から提出された委託期間延長申請書には、「地元との調整に不測の日数を要したため」と記載されているのみであった。そして、当時どのような経緯で延長に至ったかについて県内部で検討された資料が残されていない状況である。この点、委託期間の延長を要する当時の状況について、口頭でのやり取りは窺えるものの、客観性に乏しく契約変更手続に疑念が残ることから、契約変更時の検討項目（工期の延長期間の妥当性の検討、打合せ簿に詳細な状況を記載する等）を明確化させるべきである。</p> <p>37. 土木建築部 河川課 河川整備基本方針調査事業</p> <p>【意見】 河川整備基本方針及び河川整備計画について</p> <p>本事業は、河川整備基本方針又は河川整備計画を策定しようとする河川において河川の現状を把握するための調査事業であり、調査業務完了後適時に河川整備基本方針又は河川整備計画を策定していくこととなる。ここで、山口県管理河川における河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については平成13年より開始され、現在策定対象である県内51水系のうち調査業務が完了し河川整備基本方針及び河川整備計画の策定が完了しているものは、河川整備基本方針で39水系、河川整備計画で36水系である。そして、これらのうち、整備工事に着手していない河川も存在する状況である。</p> <p>河川整備は一般的に大規模工事が予定されているため、当然調査期間は長期となることは想定できる。また、その後に行われる整備工事も当然工事は長期化し、かつ、多額の予算を要する可能性が高い。そのため、現時点で計画策定が完了している工事の多くは整備対象区間の整備に要する期間が10年から30年を予定している。</p> <p>河川の整備は自然災害対策として非常に重要であり、治水や利水並びに環境の総合的な整備を進める河川整備基本方針及び河川整備計画策定の重要性は理解できる。しかし、上記のような河川整備の性質を考慮すると、今後予定されている河川整備基本方針及び河川整備計画が全て策定され、その後整備工事が全て完了するためには長い期間と多額の予算が必要と考えられ、現時点で完了を明確に想像することは困難である。また、整備工事が開始されても、整備工事は限られた予算の中で基本的に個々の工期が長く、多額の予算が必要となるため、河川整備基本方針策定後も河川によっては河川整備計画が策定され工事に着手されるまでの期間が非常に長期となる可能性がある。その結果、河川環境は経年変化し、近年調査した結果が工事開始時期においても有効かつ適切なものとして十分性を維持しているか疑問が残る。</p> <p>未だ河川整備計画策定が全て完了しておらず、現時点では河川整備事業の全貌は判明されていないが、現実的に整備工事完了までに長期間を要する現在の方針及び計画はやはり計画的な事業進捗管理を要し、特に防災上の観点からも、計画の中でより緊急性の高い箇所を抽出するなど適切な進捗管理が望まれる。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部道路建設課)</p> <p>委託期間の延長にかかる協議内容について、打合せ簿に経緯等を記載するよう令和3年5月の岩国土木建築事務所の所内会議で周知徹底を図った。</p> <p>(主務課・室 土木建築部河川課)</p> <p>過去の被災状況等を勘案し、緊急性の高い箇所から優先的に事業を実施しており、指摘後直ちに、今後も適切な進捗管理に取り組むことを職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	-------------------------

<p>【意見】 工期延長の適正性について 上記平田川河川整備基本方針策定業務委託第1工区の契約期間について、当初は着手期日（令和2年1月28日）完成期日（令和2年3月31日）であったが、その後契約期間が延長され変更後は完成期日が令和3年3月31日となった。また延長を必要とする主な理由は実施する環境調査のうち、現地調査（植物）については秋に実施する必要があることから工期の延長が必要となることである。 契約期間については当然やむを得ない理由により変更（延長）を行うことはあると考えられる。しかし、本件業務委託契約においては、変更後契約期間全体で440日間を要する業務を当初は75日間で完成させる予定であり、当初契約期間により完成可能であったと合理的に判断できていたかは疑問であり、当初より変更ありきであったと見られかねない。また、変更理由も作業着手前に相当程度想定しておくべきものと考えられ、やむを得ない理由であるかも疑問が残る。 この点、会計年度独立の原則から、繰越業務と見込まれるものの一旦年度内契約期間を仮に設定して公告を行い、議会の繰越承認が行われた後に本来必要な契約期間変更の手続きを採ったものと考えられる。このことは、設計（変更設計）において適正な契約期間を設定するという原則を曖昧なものにしていると言わざるを得ない。当初より繰越業務と見込まれるものであるならば当該事実を適切に認識し、当初より適正な契約期間及びそれに基づく予定価格等を設定し、受注業者が工品の品質確保（防災上施工不良等が生じないこと）に十分対応し得るように事務手続きを検討すべきである。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部河川課） 環境調査など現地調査の時期等が重要となる業務については、発注前に専門家の意見を聞いた上で工期を設定することなど、適正な契約期間等の確保について、指摘後直ちに職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】 委託業務成績評定結果の活用について 業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。 以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部河川課） 業務委託成績評定結果については、低入札価格調査制度において調査対象者による契約内容に適合した履行がされないおそれがないかの確認や、受注者の指導育成に活用するなど、山口県業務委託成績評定要領に基づき、その活用に十分努めているところであるが、意見を受けて、評定結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるよう、運用について検討しているところである。</p>	<p>改善途中</p>
<p>38. 土木建築部 河川課 河川情報基盤緊急整備事業 【指摘事項】 予算の流用について 工事請負契約において、「管内一円河川情報基盤緊急整備工事第1工区」の請負額は85,250千円、「管内一円河川情報基盤緊急整備工事第2工区」の変更後の請負額は</p>	<p>（主務課・室 土木建築部河川課） 再編交付金など、事業ごとの事務手続等を再度確認するとともに、早期の見積収集・積算等により予算精度を高めるこ</p>	<p>措置済み</p>

<p>11,000千円(合計96,250千円)である。また、河川情報基盤緊急整備事業における工事請負費の決算額は、各79,480千円と10,424千円(合計89,904千円)である。請負額と決算額の差額合計にあたる6,345千円は土木防災情報システム保守点検事業予算を合併している。</p> <p>当該理由はこの第1工区及び第2工区工事は再編関連事業予算が充てられており、交付額が地方事務費を含めて90,000千円であり、再編交付金という特殊要因のため増額手続きが難しく、別事業の予算を合併したものである。</p> <p>上記を踏まえると、決算額において、当該差額6,345千円は別事業の決算額に吸収され、実際の事業費が決算額からは不明となる。一見すると、決算上は当初予算内で当該事業が完了したようにも見えるが、実際には予算超過となっている。予算統一の原則(地方自治法第216条)に鑑み、結果を正しく把握するためにも予算の変更等の手続きを採り、正しい事業内容(執行予算に対する決算額)を開示すべきである。</p> <p>【指摘事項】 契約に係る情報の公表について</p> <p>監査対象である委託契約「管内一円 河川情報基盤緊急整備工事に伴う無線機器更新業務委託 第2工区」は、契約の内容等の情報が公表されていなかった。</p> <p>この点、公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務等について必要な事項が定められている「公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」(平成13年4月1日施行、平23技術管理第706号の1平成24年3月29日付一部改正)によれば以下のように規定されている(抜粋)。</p> <p>3 入札及び契約の過程並びに契約内容の公表</p> <p>入札及び契約の過程並びに契約内容の公表は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公表対象</p> <p>次に掲げる工事及び業務委託(工事関係)を対象とする。</p> <p>イ 随意契約により行うもののうち、予定価格が工事にあつては250万円、業務委託(工事関係)にあつては100万円を超えるもの</p> <p>(2) 公表内容</p> <p>ケ 契約の内容</p> <p>コ 随意契約の場合の相手方の選定理由</p> <p>サ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合における変更契約の内容及び変更理由</p> <p>(5) 公表時期</p> <p>イ 上記(2)のケ～サについては、契約締結後(仮契約を含む。)、速やかに公表する。</p> <p>(6) 公表終期</p> <p>公表した日の属する年度の翌年度末まで公表する。</p> <p>当該規定によれば、本件の業務委託契約は、予定価格が2,190,100円(税込)であり公表の対象であった。なお、同様の公表漏れは他事業でも生じており、改めて情報の公表に係る事務取扱についての周知徹底を図ることが必要である。</p> <p>【意見】 1者応札・1者応募の改善について</p> <p>本事業においては、1者応札・1者応募や1者のみへの</p>	<p>となど、適切な予算執行の確保について、指摘後直ちに職員に周知徹底した。</p> <p>(主務課・室 土木建築部河川課)</p> <p>指摘後直ちに課内において、情報の公表に係る事務取扱について、職員に周知徹底した。</p> <p>(主務課・室 土木建築部河川課)</p> <p>長期的な視点にたつて、システムを構</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
---	---	-------------------------

<p>随意契約が以前から多く見受けられる。山口県土木防災情報システムの運用開始からの関与事業者のみが形式上、一般競争入札への応募を行い、結果的に1者応札による契約が継続して現在に至っている。</p> <p>確かに、システムの運用を安定して行うためには、当初からの事業者と継続して契約を締結することが望ましいと判断することも理解できる。しかし、平成21年3月に会計検査院が公表した「会計検査院における『1者応札・1者応募に係る改善方策』について」を参考に、長期的な視点にたつて、より経済的・効率的な契約方法はないか、また、他者も応札できる業務内容に分割することの可否などを検討し、経済性を高めつつ有効に事業展開を図ることが望まれる。</p>	<p>成するハード・ソフトの両面からの効率的な事業展開を図るとともに、分割発注の検討など、適切な事業展開に向けた取組を、指摘後直ちに職員に周知徹底した。</p>	
<p>39. 土木建築部 河川課 広域河川改修事業</p> <p>【意見】 工期延長の適正性について</p> <p>本件、第1工区及び第2工区の工事請負契約について、工期の変更を行っているが、その変更理由については、「関係機関との調整のため」と記載されているに過ぎない。そして、当時、関係機関との調整に必要な状況であったかどうかを裏付ける具体的な資料（打合せ簿）が残されておらず客観性に乏しい。工期の変更について、やむを得ない理由が相当程度高く要求され、適正な裏付けがなく変更契約が行われている状況は決裁の形骸化を招く事象でもある。</p> <p>したがって、契約変更については、その理由の相当性及び、適正かつ客観的な裏付け事実の存在が求められ、さらにそれらが記録されるべきである。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部河川課)</p> <p>指摘後直ちに、周南土木建築事務所の所内会議において、契約変更にあたっては、理由を整理すること、理由を客観的に裏付ける資料や記録を保存することを職員に周知徹底した。</p>	措置済み
<p>【意見】 目標達成指標について</p> <p>本件「島田川広域河川改修事業」は、島田川河川整備計画の中では対象期間として概ね30年、河川の整備区間として約12kmと計画されている。事業再評価が数年に一度行われる予定であるものの、計画期間が30年と比較的長期に及ぶことから、防災上の観点からも河川整備の進捗状況について毎年度確認し、計画性をもって進めるべきである。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部河川課)</p> <p>河川改修事業においては、事業課において毎年度県内の各事業箇所を進捗状況を確認しており、進捗に応じて事業計画を適宜修正し事業を実施しているところである。浸水被害が発生した箇所を優先的に実施せざるを得ないため、計画通りに進めることができないこともあるが、予算確保に努め、可能な限り計画的な実施に努めるよう、指摘後直ちに職員に周知徹底した。</p>	措置済み
<p>41. 土木建築部 河川課 河川工作物関連応急対策事業</p> <p>【指摘事項】 起案書の起案日の漏れについて</p> <p>請負工事における「予定価格の決定について」承認手続きは、まず起案書を作成し、起案者及び上長の承認押印が必要である。</p> <p>しかし、「令和元年度玉鶴川特定構造物改築工事 第1工区」工事における「予定価格の決定について」の起案書については、起案の日付欄が空欄であった。また、同様に「調査基準価格の決定について」の起案書について、起案の日付欄が空欄であった。さらに、「玉鶴川 特定構造物改築工事に伴う点検業務委託 第1工区」業務委託契約における「予定価格の決定について」の起案の日付欄が空欄であった。起案とは、県の意思を決定するため、その基礎となる案文を作成することをいう。したがって、文書事務において、起案は最も基本的かつ重要な意味を持つもので</p>	<p>(主務課・室 土木建築部河川課)</p> <p>指摘後直ちに起案日を記入するとともに、以後の同様の文書に対して必ず日付を記入するよう職員に周知徹底した。</p>	措置済み

<p>あり、正確に起案の日付を記載することで適正に執行する必要がある。</p> <p>【意見】業務委託契約における評価事項について 県が委託業者と業務委託契約を締結する場合、委託業者の選定基準として以下のような項目が示されている。 「指名選定項目」 1. 山口県競争入札参加資格者、2. 不誠実な行為の有無、3. 経営状況、4. 当該業務に対する地理的条件、5. その他の評価、6. 電子入札対応状況、7. その他 「評価事項」 1. 県内に主たる営業所があり、機械器具設置工事の等級がA等級、B等級又はC等級であること、2. 指名停止期間中でないこと、3. ①経営状態が著しく悪化していると認められないこと、②休業中でないこと、4. 周南土木建築事務所管内に主たる営業所を有すること、5. ①同種業務の業務実績、②専門の技術力、③受注機会の平準性、6. 電子入札の利用者登録を行っていること、7. 当該業務発注に先立ち、見積依頼を行った際に見積書を提出していること そして、上記のように概ね項目が定型化された評価シートを用いて、「評価事項」を全てクリアした委託業者を指名競争入札参加者として選定している。 ここで委託業者の選定は県の評価項目雛型を元に各出先機関等事業所ごとに「評価事項」を追加してもよいとされている。従って、今後は定型項目のみならず、各出先機関独自の「評価事項」を設けて、より一層地域性を捉えた業者選定をすることも望まれる。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部河川課) 地域に密着した業務に係る入札参加者の選定において、より一層地域性を捉えた業者を選定することで、より適正な業者の選定や業務の品質の向上が図れると考えられることから、地域に密着した業務においては出先機関独自の評価項目を設けるよう、指摘後直ちに職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】契約期間の変更について 本件「令和元年度 玉鶴川 特定構造物改築工事 第1工区」の工事請負契約で当初の契約期間が令和2年2月15日～令和2年3月31日であったが、変更後は令和2年2月15日～令和2年7月31日と契約期間が4ヶ月延長されている。理由は「防潮ゲートの開閉に必要な主ローラーが老朽化しているため取替の必要があり、見積時点では主ローラーの在庫があったが、実際に発注時点では在庫がなくなったため、当該主ローラーの制作に不測の日数を要するため及び作業員の確保が難しかったため」とされている。 しかし、工事請負契約は在庫の有無も含め、在庫がない場合には在庫入手に要する時間を含めて、契約期間に織り込むのが通常である。従って、工事請負契約書を作成する時点で当該主ローラーの在庫の有無は判明していなければならず、それを踏まえて契約手続きを行うべきであったと考える。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部河川課) 指摘後直ちに、周南土木建築事務所の所内会議において、現場条件等を踏まえた適切な工期を確保したうえで発注するよう職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】山口県河川管理施設長寿命化計画（排水機場）の見直しについて 「山口県河川管理施設長寿命化計画（排水機場）」は山口県土木建築部河川課によって平成22年2月に作成されており、当該計画作成から10年が経過している。そして、近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が多発し、数時間で平年1ヶ月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な災害の発生及び被害拡大が懸念されるところ</p>	<p>(主務課・室 土木建築部河川課) 以前より「河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）」等の国土交通省発出の技術指針に基づき、随時、計画の内容確認及び見直しを行っているところであるが、今回の意見を踏まえ、指摘後直ちに職員に対し、当該計画の十分</p>	<p>措置済み</p>

<p>である。</p> <p>しかし、「山口県河川管理施設長寿命化計画（排水機場）」を閲覧した結果、計画の見直し期間について定められていない。この点、当該計画は設備の老朽化等の進行状況により見直すものであり、降雨規模に影響を受ける計画ではないとのことであるが、近年のこのような想定を大きく超える豪雨によって排水機の使用状況が高まり、時の経過以外の要因で機能面での老朽化が進むことも考えられる。以上より、当該計画の十分性が維持されているか否か見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>性の確認や計画の見直し等の徹底を図った。</p>	
<p>42. 土木建築部 河川課 周防高潮対策事業</p> <p>【意見】 契約義務の履行状況の検証について</p> <p>①田布施川 周防高潮対策工事に伴う設計業務委託 第1工区</p> <p>特記仕様書の中に、仮橋・仮栈橋詳細設計には「令和元年8月30日までに完了すること」とあるが、実際の完了確認が文書やチェックリスト等の記録で残されていない。</p> <p>第1回業務打合せ簿（令和元年7月9日）及び業務計画書の中では、令和元年8月30日までに完了するとなっているが、実際に完了しておらず、当該事実については第4回業務打合せ簿（令和元年12月12日）及び業務計画書に至るまで一切触れられていない。また、業務委託変更に関する稟議書の変更理由書の中には「令和元年8月6日実施の打ち合わせにて指示」と記載があるものの、第2回業務打合せ簿（令和元年8月6日）の中でも何ら触れられていなかった。</p> <p>上記について担当者に確認をすると特記仕様書どおりに受注者が義務を履行したかどうかの確認は目視や口頭ベースでしか行われていないという状況であった。しかし、特記仕様書も契約の一部であり、義務の履行状況は、いわゆる債務不履行の有無を判断する際の重要な要素となり、受注者の履行状況を確認した証跡は契約当事者双方にとっても疎明資料となり得るため記録として客観的に残すことを検討するべきである。</p> <p>②田布施川 周防高潮対策工事に伴う地質調査業務委託 第2工区</p> <p>特記仕様書の留意事項に記載のある「令和元年9月13日までに設計に必要なデータを提出すること」とあるが、実際に終わっているかどうかの確認が文書やチェックリストなどでわかる形で残されていなかった。</p> <p>以上より、本件業務委託についても①と同様の対応を検討するべきである。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部河川課）</p> <p>指摘後直ちに、柳井土木建築事務所の所内会議において、特記仕様書に記載されている内容の確認を工事打合せ簿等で残すよう職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>43. 土木建築部 河川課 高潮対策事業(54)</p> <p>【指摘事項】 変更請負対象設計額計算誤りについて</p> <p>上記、工事請負契約（6） - 2「令和元年度 本浦海岸海岸高潮対策工事 第2工区」について、令和2年7月27日付の変更契約により、水質汚濁対策のために汚濁防止フェンスの設置が追加された。</p> <p>変更請負対象設計額における汚濁防止フェンス賃料は、L=60 m、単価 4,967 円であるが、施工代価表ではL=20 m、単価 4,967 円で計算されており、298,020 円とす</p>	<p>（主務課・室 土木建築部河川課）</p> <p>指摘後直ちに、周南土木建築事務所の所内会議において、設計書のチェックにあたっては、複数の職員で実施するよう職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>

べきところ、99,340 円で請負対象設計額が算出されている。結果、198,680 円過小に算出されてしまっている。

変更後請負契約額は、誤った低い請負対象設計額を基に契約額が決められているため、過大に支出されてはいないが、本来必要なフェンスとしての適正水準の経費を賄う上で、受注業者に負担が生じ、ひいては適正な品質確保に影響しかねない問題である。

本件は数量の入力ミスから生じた単純な誤計算ではあるが、チェック体制の強化は内部統制の観点からも基本的事項であるため早急な改善が必要である。

【意見】 工事請負契約の変更について

上記、工事請負契約（6）- 1 「令和元年度 本浦海岸 海岸高潮対策工事 第1工区」について、令和2年5月26日付の変更契約により、施工延長を129mから152m、コンクリート本体工を445 m³から530 m³とし、工事請負額は75,691,000 円から86,620,600 円と14.4%増加している。

工事契約の変更理由書によれば、変更理由は以下のとおりである。

1. 事業効果の早期発現を図るため、施工延長を増としたい。（令和2年3月6日工事打合簿）
2. その他の数量及び金額の異同は、上記理由及び現地再調査の結果による。

一方で、昭和50年1月16日付監理第647号、「設計変更の取扱いについて」によれば、「工事の設計にあたっては、事前の調査とこれに基づく計画を慎重に行い、工期中みだりに設計変更することのないよう配慮すべきことはいうまでもない。しかしながら、工事の性格上不確定な諸条件を前提として設計せざるを得ない場合、諸条件の変化により設計変更の必要が生ずる場合も考えられる。この場合の取扱いを、統一的、かつ、適正に処理するため、下記のとおり定めたので通知する。」とあり、設計変更の範囲については、「設計変更は、変更金額が元設計金額の30%以内の変更、又は現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限るものとする。したがって、上記以外のものにあつては、全て別途に設計するものとする。」とある。

当初、施工延長やコンクリート量を定めて一般競争入札により行った工事契約を、事業効果の早期発現のために施工延長を伸ばして、工事の進捗を早めることは、上記、変更金額の30%以内という基準のみに当てはめたものであり、不確定な諸条件を前提とした変更契約の本質から乖離すると見られかねず、やむを得ない状況での工事量増加を除き、当該変更契約は当初予算を形骸化させかねない。

この点、住民要望（工事の早期化）を踏まえた対応という実情に一定の理解はできる。しかし、そうであるならば、予算上の制約を受ける中ではあるが、当初から全区間の工事を発注し、複数年度契約の導入などを取り入れて可及的速やかに工事の進捗を図る方が透明性の点で望ましい手続であると考ええる。

【意見】 海岸対策担当課について

本件の高潮対策事業（河川課）は、山口県が管理する国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸において行われている。一方、国土交通省港湾局所管の海岸は、港湾課が事

（主務課・室 土木建築部河川課）

指摘後直ちに、職員に適切な発注や変更契約を行うよう周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 土木建築部河川課）

海岸線は連続しているもののその利用は多様であり、港湾区域や漁港区域、または農地の管理事務を所管する事業課ご

措置済み

業を行い、その他、農林水産省水産庁所管、農林水産省農村振興局所管と国の所管により担当課が分かれている状況である。

国の所管に関わらず、県として海岸を全て一つの課が担当することが、一体的に海岸政策を進めることができ効果的であるとも思われる。この点、一体管理になれば、大きな海岸が事業対象として優先され、担当課が分かれているからこそ、小さな海岸でも必要な箇所に目を配り事業の実施が可能という意見もあった。

他県事例としては、一体的に管理している部署もあるとのことであり、国の所管に合わせた担当の区分による管理が良いのか、または、一つの所管課で全体管理を行う方が良いのか、経済性・効率性及び防災上の観点からの県民の安全を考慮して、長期的な観点から検討する余地がある。

44. 土木建築部 河川課 高潮対策事業(55)

【指摘事項】 工事変更契約の内容について

本件、「平成 31 年度麻郷海岸 海岸堤防等老朽化対策工事第 1 工区」工事について、令和 2 年 2 月 21 日付及び令和 2 年 3 月 17 日付並びに令和 2 年 8 月 28 日付で変更契約が締結されている。変更内容の概要は以下のとおりである。

項目	令和 2 年 2 月 21 日	令和 2 年 3 月 17 日	令和 2 年 8 月 28 日
変更内容の概要	・工期延長 (受注業者からの申請) 当初契約上の工期は令和 2 年 2 月 28 日	・護岸工、フラップゲートを変更増 ・土留、仮締切工法を変更 ・現地確認の結果、使用機械を変更 ・上記に伴う工期変更	・仮締切工に利用した矢板の一部でスクラップ発生(控除減額) ・施工延長 ・施工延長に伴う工期変更
工期	令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 30 日	令和 2 年 10 月 30 日
請負契約金額 (円)	変更なし	58,921,500 円	変更なし

このうち、令和 2 年 3 月 17 日の変更契約における、「フラップゲート(排水構造物工)の増加工事」については、高潮対策として設置した堤防の機能を発揮させるためには必要不可欠な構造物であるとの説明であり、そうであるならば当初の設計時点で当然見込まれておくべき項目である。この点、そもそも平成 30 年度の工事で設置する予定であったが、次の工事へ引き継がれることとなり、発注者である県の事務手続きの過程で当該引継ぎに不足があり、本件工事の当初設計からも漏れてしまったとのことである。

とに海岸を担当するほうが、海岸の利用目的に応じた、きめ細やかな海岸管理が可能となり、現行の体制のほうが合理的と考えるが、意見をふまえ、今後はより他の海岸担当課と連携して、一体的に海岸行政を進めることとした。

(主務課・室 土木建築部河川課)

指摘後直ちに、柳井土木建築事務所の所内会議において、工事発注にあたっては、必要に応じて複数人で現地確認を行うなどにより現場条件を十分把握し、積算において工種・工法など適切な計上を行うよう周知徹底した。

措置済み

ある。結果的にこの間に高潮の被害に見舞われることはなかったが、防災上の観点からは必要な施工が然るべきタイミングで為されない可能性があったことから現地確認の徹底や事務の引継ぎ等に関して改善策を講じる必要がある。また、同変更契約にある「現地確認の結果、使用機械の変更に伴う工期変更」についても、当初設計段階で現地確認を行えば認識できたはずであり、当初契約において受注業者に適切な工期を確保させる点でも改善が求められる。

さらに、当該フラップゲートは県の標準単価を持っておらず業者から見積書を入手して積算することとされている（積算登録単価1基 227,794 円を2基）。この点、変更契約の設計時において改めて見積依頼をしても工事の請負業者自体が本件の（株）会社から変わることはなく、受注機会のない工事に対して積極的に見積依頼に応じる業者は通常少ないと想定される。事実として、本件では4者に見積依頼をしたものの、2者のみからしか提示されておらず、このうち1者は現行の工事請負業者（（株）会社）であり十分な金額情報を得たうえで比較可能性が図られたとは言いきれない。このことから、変更契約で当該追加工事を対応することは価格の競争性を確保するという点でも不十分であったと言える。

【意見】委託業務成績評定結果の活用について

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなり、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。

45. 土木建築部 河川課 侵食対策事業

【意見】海岸保全計画について

本件侵食対策事業は海岸保全基本計画に基づき侵食対策を行っている。ここで当該計画内にて海岸保全施設を整備しようとする区域は、山口北沿岸（88 箇所）、山口南沿岸（281 箇所）の合計 369 箇所である。このうち本件侵食対策事業（水・国土局）は 31 箇所あり、現状工事が完了しているのは1箇所、工事が進行しているのは本件松谷海岸侵食対策工事の1箇所であり、まだ 29 箇所が工事着手されず残っている。

このような中、本件の個別監査対象事業である松谷海岸侵食対策工事は、平成 12 年度より開始され令和 4 年度完

（主務課・室 土木建築部河川課）

業務委託成績評定結果については、低入札価格調査制度において調査対象者による契約内容に適合した履行がされないおそれがないかの確認や、受注者の指導育成に活用するなど、山口県業務委託成績評定要領に基づき、その活用に十分努めているところであるが、意見を受けて、評定結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるよう、運用について検討しているところである。

改善途中

（主務課・室 土木建築部河川課）

海岸保全基本計画は、海岸法に基づき定められるものであり、事業期間は定めず県全体の海岸整備に関する事項を記載することとなっている。

このうち、緊急性の高い箇所については、ご指摘のとおり、社会資本総合整備計画に位置付け、優先的に事業着手し、整備を進めていくことで、適切な進捗管理が図られるよう努めている。

措置済み

了予定であり、総事業費は1,930百万円を予定している。このように海岸侵食対策工事は一般的に工事範囲が広く、大規模工事が予定されることが多いという性質上、比較的工事が長期化し、かつ、多額の予算を要するということが理解できる。また、今後予定されている箇所での工事全てが本件と同程度の工期であり、工事に同程度の予算を要するかは未定であるものの、海岸侵食対策工事の性質上他の箇所でも工事が相当程度長期化し、かつ、相当程度多額の予算を要することが想定される。

そのような想定の下では計画されている全ての工事が完了するためには100年を超える期間と数百億円の予算が必要と考えられ、現時点では全ての工事完了を明確に想像することは困難である。

本計画は海岸環境の整備及び保全や海岸における公衆の適正な利用のための整備が要請されている地区海岸、現在まで海岸保全施設が整備されていない区間において防災のために施設を新設する区域、既に海岸保全施設が整備されている地区海岸において高潮や侵食等の被害が依然として発生している区域、海岸保全施設の老朽化が進行している箇所などを検討し決定しており、全ての工事において必要性は認められると考える。しかし、現実的に計画完了が想像できない現在の計画内容、計画進捗はやはり適切ではなく、特に防災上の観点からも、計画の中でより緊急性の高い箇所を抽出するなど適切な進捗管理が望まれる。

【意見】委託業務成績評定結果の活用について

業務委託契約において、山口県業務委託成績評定要領（以下、「要領」という）に基づき、受託者の業務が完了すると発注者は「委託業務成績の評定結果について（通知）」及び別表として「項目別評定点」を受託者へ通知している。当該評定結果について、発注者である県の位置付けとしては、現行制度下では評定をして通知しているものの、執行機関が行う評定内容は形式的なものとなっており、当該評定作業の効果が十分に検証されていない。この点、要領の第1条では「厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。」との規定があり、当該要領の趣旨に基づいて受託者の業務内容を評価したのであれば、その評価結果は有益な情報として蓄積されることで利用価値が高くなると考えられる。

以上より、適切な要領があり、相当程度の人員と時間をかけて委託業務成績結果を算定しているのであれば、当該結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるように運用することが望まれる。

46. 土木建築部 河川課 総合開発事業

【指摘事項】契約に係る情報の公表について

監査対象である業務委託契約「環境影響評価手法等評価業務委託第1工区」は、契約の内容等の情報が公表されていなかった。

この点、公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務等について必要な事項が定められている「公共工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」平成13年4月1日施行、平23技術管理第706号の1平成24年3月29日付一部改正によれば、以下のように規

（主務課・室 土木建築部河川課）

業務委託成績評定結果については、低入札価格調査制度において調査対象者による契約内容に適合した履行がされないおそれがないかの確認や、受注者の指導育成に活用するなど、山口県業務委託成績評定要領に基づき、その活用には十分努めているところであるが、意見を受けて、評定結果を今後の入札における業者選定や指導育成により一層反映できるよう、運用について検討しているところである。

改善途中

（主務課・室 土木建築部河川課）

指摘後直ちに、情報の公表に係る事務取扱について、職員に周知徹底した。

措置済み

定されている（抜粋）。

3 入札及び契約の過程並びに契約内容の公表

入札及び契約の過程並びに契約内容の公表は、次のとおりとする。

(1) 公表対象

次に掲げる工事及び業務委託（工事関係）を対象とする。

イ 随意契約により行うもののうち、予定価格が工事にあつては 250 万円、業務委託（工事関係）にあつては 100 万円を超えるもの

(2) 公表内容

ケ 契約の内容

コ 随意契約の場合の相手方の選定理由

サ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合における変更契約の内容及び変更理由

(5) 公表時期

イ 上記（のケ～サについては、契約締結後（仮契約を含む。）、速やかに公表する。

(6) 公表終期

公表した日の属する年度の翌年度末まで公表する。

当該規定によれば、本件の業務委託契約は、予定価格が 16,637,500 円（税込）であり公表の対象であった。なお、同様の公表漏れは他事業でも生じており、改めて情報の公表に係る事務取扱についての周知徹底を図ることが必要である。

47. その他 I 条件付一般競争入札の契約手続について

【指摘事項】 営業所等の所在地要件設定の客観化について

上記（1）の一覧（以下、「契約一覧」という）に記載のように、入札参加資格に係る営業所等の所在地要件を設定している。ここで、営業所の所在地要件を設定すること自体は地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の趣旨を満たす限りにおいては認められており、多くの地方公共団体が採用しているところでもある。

しかし、そもそも入札参加資格要件を規定した同令の構成は第 167 条の 5 第 1 項で、「必要があるときは契約の種類及び金額に応じ、工事等の実績、従業員数、資本の額その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる」と規定している。また、先に述べた同令第 167 条の 5 の 2 では、「特に必要があると認めるときは、更に入札参加者の事業所の所在地または工事の経験や技術的適性の有無を定めること」を可能としている。そして、同令同条のいう、「特に必要があるとき」とは同令第 167 条の 5 第 1 項の資格要件よりも更に厳格にその必要性を要求しており、当該制限を設定する際にはより積極的な理由が必要であると考えられる。すなわち、入札参加の機会均等や価格の競争性（経済性）を犠牲にしてもなお所在地要件によって制限を受ける当該一般競争入札に積極的かつ高い効果を見出せなければならぬとされる。また、「特に必要があるとき」は契約ごとにその判断過程が客観的に示される必要があると考える。

以上より、「特に必要」として営業所等の所在地要件を設定した過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。

（主務課・室 土木建築部技術管理課）

入札参加資格に係る営業所等の所在地要件の設定については、各発注機関において、競争入札審査会に諮った上で決定し、その資料を保管することとしているところであるが、指摘を踏まえ、令和 3 年 3 月に、改めて資料の保管等の適正な事務処理の徹底について各発注機関に通知した。

措置済み

<p>【指摘事項】 入札方法決定過程の客観化について</p> <p>県では建設工事について、災害応急対策など地域社会の維持を担う建設業者の受注機会を確保し、地域の安心・安全の確保や活力の向上を図ることを目的とした指名競争入札として、地域活力型指名競争入札（以下、「地域活力型」という）を制度化している。そして、地域活力型指名競争入札実施要領（以下、「要領」という）において、対象工事の選定要件を規定している。具体的には要領第2条において、(i) 土木一式工事、(ii) 請負対象設計金額6千万円未満、(iii) 工事内容が地域に密着した工事で高度な技術を要しないものとされている。</p> <p>上記の契約一覧によれば、事業 No. 3、13、15、29 について土木一式工事で請負金額6千万円未満に該当する。そして、地域に密着した工事で高度な技術を要しないものであれば選定要件を具備することとなる。しかし、これらの事業における工事請負契約は上記 (iii) の要件に該当せず地域活力型ではなく条件付一般競争入札を適用しており、その適用に至る入札方法の決定過程が必ずしも十分に客観化されているとは言えない状況である。</p> <p>一つの契約事象に対して複数の入札方法（本件で言えば条件付一般競争入札及び地域活力型）を検討し得る場合には、恣意性を排除し、契約過程の公正性や透明性が担保されなければならない。また、地方自治法第 234 条が求める原則的な契約方法である一般競争入札に対して特例的な制度として地域活力型を県が制定したことに鑑みると、その要件を充足する限りにおいては極力その適用が優先されるべきとも考えられる。</p> <p>以上より、複数の入札方法があり、そこに判断の余地が生じ得る発注契約については、選択・決定過程が対外的に説明可能となるように疎明資料として残される必要がある。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部技術管理課)</p> <p>入札方式の選定については、各発注機関において、競争入札審査会に諮った上で決定し、その資料を保管することとしているところであるが、指摘を踏まえ、令和3年3月に、改めて資料の保管等の適正な事務処理の徹底について各発注機関に通知した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘事項】 総合評価審査委員会の意見聴取について</p> <p>県では建設工事に係る総合評価競争入札を実施する場合には、山口県建設工事総合評価競争入札実施要領（以下、「要領」という）に従うこととしている。そして、契約一覧によれば、監査対象事業の契約は特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式を適用し、入札方法は条件付一般競争入札によっている。</p> <p>ここで、要領第3条(1)より一般競争入札により発注する工事は当該要領の適用対象であり、また、同第4条第2項より、総合評価の型式及び落札者決定基準は競争入札審査会へ諮ることとされている。さらに、同第5条において、総合評価の実施に際しては学識経験者からなる総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という）の意見を聴かなければならない旨規定している。</p> <p>契約一覧の各契約について見ると、一般競争入札であり、入札参加資格及び特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式を適用すること並びに落札者決定基準を所定の競争入札審査会に諮問していることは確認できた。一方、審査委員会の意見を聴取した証拠は確認できなかった。この点、県によれば特別簡易型または簡易型総合評価競争入札方式については、評価項目が定型化されており年に一度、包括的に審査委員会に当該内容を諮っているとのことであった。しかしながら、地方自治法施行令第 167 条の</p>	<p>(主務課・室 土木建築部技術管理課)</p> <p>個々の総合評価案件（工事）の実施に当たっては、山口県建設工事総合評価競争入札実施要領第 5 条、山口県会計規則第 156 条の 2 を根拠に、法令に基づき、落札者決定基準の設定、審査委員会への意見聴取等の事務手続を適切に行っている。</p> <p>しかしながら、個別工事に関する審査委員会の関わりについては、現行の規程だけでは分かりにくい点もあることから、令和3年4月に、個別工事の意見聴取の時期や意見聴取が必要とされた場合の手続き等を明記した「総合評価方式の実施フロー」を作成し、県のウェブサイトで公表した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>10 の2では、落札者決定基準の決定時点に加えて、実際の落札者決定時点においても、改めて意見を聴く必要があるとされた場合には意見聴取をしなければならない旨規定されており、原則的には入札案件ごとに意見聴取を行うこととなっている。また、現行の要領においても審査委員会への意見聴取を一括で行う等の例外（容認）規定は明示されておらず、規定を過度に拡大解釈した運用になっていると見られかねない。なお、例外的に意見聴取の運用に大きな事務コストが生じる場合には効率的な事務手続の方策を検討する余地はあるが、その場合でも中立性や公正性に配慮し、県民目線で客観的かつ合理的な規定として整備され運用の根拠とされなければならない。</p> <p>以上より、同令及び要領第5条を踏まえ審査委員会の関わり方について事務手続の改善を図るべきである。</p> <p>48. その他 平瀬ダムに係る事業再評価について</p> <p>【意見】年平均被害軽減額（治水便益）の合理性について</p> <p>ダム建設事業の再評価の評価項目のうち、事業の投資効果については費用対効果分析により評価することとされている。そして、費用対効果分析は、再評価において事業の方針を決定する際の重要な評価項目の一つとなっており、分析の実施にあたり、県では国土交通省が策定した「治水経済調査マニュアル（案）」を使用している。</p> <p>上記、便益項目のうち、治水便益（年平均被害軽減額は平瀬ダムの整備によって洪水被害の軽減が期待される部分を金額換算したものである。すなわち、ダム整備事業を実施しない場合と実施した場合の想定被害額の差額によって軽減額が計算されることになる。</p> <p>当該治水便益算定の基礎となる、ダム整備事業を実施しない場合の想定被害額と近年発生した洪水による被害実績とを比較すると、想定被害額が大きく算定されているように見受けられ、結果的に治水便益が過大に算定されているという疑念がある。</p> <p>以上より、便益のパラメータである想定被害額について、再評価時点から遡及して比較可能な被害実績との比較分析を行う等、合理性のある数値であることを検証することが望まれる。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部河川課）</p> <p>想定被害額は、計画上被害最大となる箇所破堤する等、一定の仮定条件の下で算定している金額であり、単純に過去の被害実績と比較分析できるものではない。</p> <p>一方で国は、近年の水害被害実態を基に、想定被害額の算定方法を見直し、治水経済調査マニュアル（案）を改訂（令和2年4月）し、この中で「経済的な評価については、客観性、透明性が求められることから、治水経済調査に用いる被害率の設定等をより合理的なものにするなど、今後も随時治水経済調査のシステムを改善整備していくものとする」としており、指摘後直ちにこうした国の動向を注視することを職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
---	--	-------------

平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>4 行政財産の有効利用</p> <p>(4) 本庁舎及びその周辺の未利用財産</p> <p>イ 個別事項</p> <p>(ア) 本館棟15階(空き貸室「旧食堂」)</p> <p>平成21年4月1日より、空室状態である。募集を検討しているが、現在募集には至っておらず、問い合わせもない状況である。</p> <p>当貸室は、県庁本館棟の最上階にあり、山口の町を一望することができ、眺望はすばらしいものがある。</p> <p>県庁を訪れた人へ、食事等を提供する場所としては最高の場所であり、又、県政をアピールするうえからも、大変重要な場所と考えられるので、積極的な売り込みなどを実施する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総務部給与厚生課)</p> <p>令和3年4月から乳幼児の教育・保育の質の向上のための施策を総合的に実施する拠点「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を設置した。</p>	<p>措置済み</p>

平成 22 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査に係る措置状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 未収金の管理</p> <p>(5) 農林水産業改善目的の貸付に起因する未収金</p> <p>ウ 沿岸漁業改善資金貸付金</p> <p>(イ) 監査の結果及び意見等</p> <p>e 強制執行の対象債権の具体化</p> <p>債権回収の公平性と効率性のバランスを図る観点から、強制執行の対象となる債権の具体的状況も明記する必要がある。</p> <p>例えば、支払督促により債務名義を取得した場合で、債務者が任意に弁済する姿勢を示さない時は、原則として強制執行の手続きをとること等、マニュアルの中に具体的に明記する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部ぶらうまやまぐち推進課)</p> <p>平成 30 年 12 月 1 日に債権回収マニュアルを改正し、強制執行の対象とすべき具体的な状況を明記した。</p>	<p>措置済み</p>

平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>4 商工労働部 経営金融課</p> <p>(5) 信用保証料率低減事業</p> <p>オ 監査結果</p> <p>(ウ) 信用保証率を低減させることで中小企業者の経営基盤の強化を図ることが目的であるのであれば、その目的が達成されたかを分析する必要があり、県の信用保証料補助額の増減等の検討が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>信用保証協会の協力を得ながら、山口県信用保証料率低減事業補助金を通じて、信用保証料負担の軽減を受けた中小企業者の経営基盤の状況変化を把握・分析し、当該補助金の目的である「中小企業者の経営基盤の強化」が概ね達成されたと考えられるため、平成 28 年度当初予算以降、事業費の積算根基として用いる新規融資粋実績見込の見直しを図っている。</p>	<p>措置済み</p>

平成 26 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

山口県における外郭団体の財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3章 外郭団体の財務に関する事務の執行について</p> <p>第2 監査の結果及び意見の個別的事項</p> <p>5 社会福祉法人山口県社会福祉事業団</p> <p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について</p> <p>【みほり学園】</p> <p>イ 本部負担金について</p> <p>山口県みほり学園は山口県との指定管理契約に基づいて社会福祉法人山口県社会福祉事業団が運営を行っているものである。ところで同学園は、同事業団の本部へ、本部負担金を内部的に支払っている。本部負担金は同じく同事業団の他の施設も負担しており、各施設の負担額は山口県と協議して設定したルールに基づいてなされている。しかしながら、実際支出額とルールに基づいた按分対象経費の差額部分は特別養護老人ホーム3施設と障害者支援施設4施設に負担させており、みほり学園は本来負担すべき負担額よりもかなり少なくなっている。山口県の指定管理者として経費額が少なくなることから効率的な運営が出来ているとも考えることができるが、社会福祉法人の運営として他の特別養護老人ホーム3施設及び障害者支援施設4施設が、それぞれの介護料収入や利用料収入の中からみほり学園の本部経費までも負担しているとも考えられる。従って、本部経費の按分は実際支出額に基づいてなされるべきであると思われる。</p> <p>【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども家庭課)</p> <p>本部経費の算定方法については、山口県との指定管理契約に基づき社会福祉法人山口県社会福祉事業団が運営を行う施設等について施設数、予算額、職員数に応じて均等に按分している。また、本部経費については、主に事務職員の人件費等であり、施設ごとの実際支出額を算出するのは困難である。そのため、引き続き、当該算定方法をベースに同法人と適切な算定方法を検討していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>12 公益社団法人山口県青果物基金協会</p> <p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について</p> <p>カ 規程の整備について</p> <p>現在作成を検討中の規程の中に、給与規程と固定資産管理規程がある。個人情報管理規程や情報公開規程も今後作成の予定であるが、これらの規程は重要と思われることから早急に作成されることが望まれる。</p> <p>【意見】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課)</p> <p>給与規程は、就業規則（平成25年度）の第6章賃金で規定</p> <p>固定資産管理については、会計処理規程（令和2年度）の第6章固定資産で規定</p> <p>個人情報保護は、個人情報保護規程（平成27年度）を作成</p> <p>情報公開は、情報公開規程（令和元年度）を作成</p>	<p>措置済み</p>

平成 27 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3章 環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について</p> <p>第2 監査の結果及び意見の個別的事項</p> <p>I 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進</p> <p>3 暮らしの省エネ促進事業</p> <p>(3) 指摘事項及び意見</p> <p>② CO2削減県民運動キャンペーンについて</p> <p>山口県地球温暖化対策実行計画で、温室効果ガス排出量を2020年度において2005年度（基準年度）の13.4%削減を目指すという大きな目標は掲げられている。しかしながらCO2削減県民運動キャンペーンについて、省エネ・エコポイントキャンペーンを除き、目標が設定されていない。各取組について目標を設定し、実績との対比を検討するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 環境生活部環境政策課)</p> <p>令和3年3月に策定した「山口県地球温暖化対策実行計画（2次計画）」において、県民や事業者がCO2削減県民運動の各取組を「ぶちエコやまぐち宣言」する数を評価指標として設定した。</p>	<p>措置済み</p>

平成 29 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

教育の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>II 教育庁 教職員課</p> <p>2 総合教育支援センター管理運営費</p> <p>【意見】 随意契約の際の見積書記載金額の妥当性について 施設維持管理に関する経費等について、山口県セミナーパークとやまぐち総合教育支援センターの面積按分にて業務委託契約を締結している。按分の基礎となる面積については、山口県セミナーパークが 19,672 m²であり、やまぐち総合教育支援センターが 10,426 m²である。当事業の委託額については、この面積割合を用いて水道光熱費等共通的に生じる経費を按分した金額を基礎として決定されている。</p> <p>しかし、公益財団法人山口県ひとづくり財団からの随意契約締結の際に提出された見積書においては、仕様書の専用施設に該当しない部分の清掃業務に関する経費が含まれていた。見積書記載金額が予定価格の範囲内であることから、見積書記載の金額により契約締結がなされている。</p> <p>仕様書の専用施設に該当しない経費や共通的に生じない経費は除外して算定することで委託額が減額できるため、当事業の随意契約の際に提出される見積書については仕様書記載の専用施設以外の維持管理経費が含まれていないかどうか、共通的に生じない経費が含まれていないかどうかについて検討を行うべきである。</p>	<p>(主務課・室 教育庁教職員課)</p> <p>令和3年4月の指定管理の更新に伴い、仕様書の専用施設に該当しない部分の清掃業務に関する経費については、ひとづくり財団への指定管理料の中で措置されることとなった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>VIII 総務部 学事文書課</p> <p>8 私立高校生奨学事業費</p> <p>【指摘事項】 公益財団法人山口県ひとづくり財団の債権管理について 財団において債権回収努力の結果、残高は減少傾向にある。</p> <p>ただし、債権管理に関するマニュアルについては、公益財団法人となる前に「山口県ひとづくり財団 奨学金等返還事務の手引」が作成されているが、その後マニュアルの更新等がなされていない。その結果、実際の債権管理については、債権管理のソフトウェアの改修等も影響し、当該マニュアルに沿ってなされていない。</p> <p>債権管理については、「山口県奨学事業費補助実施要綱」第11条に「補助事業者は、返還金債権に関し、その保全、取立て、その他の管理事務に関する規程を設け、正確にこれを行うものとする」となっている。返還金債権に</p>	<p>(主務課・室 総務部学事文書課)</p> <p>当該手引の見直しを行い、「公益財団法人山口県ひとづくり財団 奨学金等返還事務処理要領」を令和3年4月1日より施行、運用している。</p>	<p>措置済み</p>

関する規定が更新されず、規定と異なる債権に関する管理事務がなされていることは妥当ではない。補助金を原資としている債権の回収を一層進めるためにも、債権管理に関する規定を更新整備した上で運用すべきである。

(山口県奨学事業費補助実施要綱は、大学、国公立高等学校および私立高等学校の補助事業に共通のものである。)

平成 30 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>I 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課</p> <p>15 保育・幼児教育総合推進事業</p> <p>【意見】 県の交付要綱未作成について</p> <p>県は当事業の負担金の交付要綱を作成していない。法に基づいて支出するものであり、県の負担金と負担割合は異なるものの国庫負担金があることから、国の要綱である「子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付要綱」に準じているとのことである。</p> <p>しかしながら、国庫負担と県負担は根拠条文が異なり、負担割合が国と県では異なっている。加えて、国庫負担がない地方単独費用については国の要綱には記載されておらず、子ども・子育て支援法附則第9条4項及び同項に規定されている施行規則附則第19条において、費用の二分の一以内について補助することができる、となっており、補助割合について法で固定されていないことから、県要綱等により補助割合を明確にする必要がある。</p> <p>国要綱を単純な読み替えで準用できない場合については、県独自の交付要綱を作成する必要がある。</p> <p>II 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課</p> <p>15 児童福祉振興費</p> <p>【指摘事項】 アイリンピック大会における山口県児童福祉振興行事実行委員会の位置付け及び運営方法について</p> <p>山口県児童福祉振興行事実行委員会設置要綱第2条において、山口県児童福祉振興行事実行委員会がアイリンピック大会の原案を作成するとともに、山口県及び山口県児童入所施設連絡協議会等の承認を得て、県予算の範囲内で運営・実施する旨規定されている。当実行委員会は、児童福祉施設等の指導員、子ども家庭課職員、障害者支援課職員及び山口県児童入所施設連絡協議会事務局職員によって構成され、運営されている。</p> <p>従って、アイリンピック大会については、山口県児童福祉振興行事実行委員会が運営し、収支決算書を作成している。ただし、同実行委員会の名称はアイリンピック大会の主催、後援等として対外的・対内的に公表されていない。</p> <p>アイリンピック大会の収支決算書においては、収入として「山口県からの補助」1,358千円及び「(公財)毎日新聞西部社会事業団からの補助」(活動助成金)200千円、合計1,558千円が記載されており、支出については、それぞれの「補助」金額に対応した支出額が記載されている。この</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部子ども・子育て応援局 子ども政策課)</p> <p>令和2年度末に県の交付要綱を作成した。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部子ども・子育て応援局 子ども家庭課)</p> <p>令和3年度当初予算から補助金として計上した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

うち、「山口県からの補助」に対応する支出 1,358 千円が当事業の決算額として計上されているが、これは、実行委員会を通さず、直接こども家庭課が支出を行っている。(公財)毎日新聞西部社会事業団からの補助 200 千円については、実行委員会が出納を行っており、山口県からの補助と(公財)毎日新聞西部社会事業団からの補助では、出納の主体が異なっていた。

また、山口県児童福祉振興行事実行委員会事務局〇〇(「〇〇」は担当者名)の名義で銀行口座が開設されており、預金残高には過年度から繰り越されていると考えられるものが含まれていたが、実行委員会の予算・決算には記載されていない。(平成 30 年 3 月末現在で 123,824 円の預金残高)。

一般的に実行委員会が運営主体となる行事については実行委員会が市町やその他の団体とは別の団体として活動していること、山口県児童福祉振興行事実行委員会が山口県とは別に資金管理を行っていること、山口県からの「補助」とは別に他の団体から「補助」を受領していることからすれば、本来は山口県児童福祉振興行事実行委員会を山口県から独立した一団体として扱うべきである。

また、アイリンピック大会に関する決算額は、同実行委員会に対する補助金としての性格を有することから、山口県の補助金に関する規定に基づき支出を行うべきである。

令和元年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>IV 観光スポーツ文化部 交通政策課</p> <p>4 交流拡大！山口宇部空港国際化推進事業</p> <p>4-1 本庁</p> <p>【意見】目標の達成度及び補助効果の測定について</p> <p>「おいでませ山口観光振興計画」では、山口宇部空港における国際便（定期便及びチャーター便）利用者数を令和2年度に5万人以上とする目標を設定しているが、平成28年度から平成30年度の実績値は2万人前後で推移しており、目標値の半分以下という状況である。</p> <p>当事業は主に山口宇部空港利用促進振興会が実施する国際定期便の定着・拡大や国際チャーター便の運航拡大に向けた取組に対して補助金を交付している。県としては「おいでませ山口観光振興計画」で設定した目標を達成するために、例えば、山口宇部空港利用促進振興会が実施する各取組に対して補助効果を測定するための指標を設定し効果がないと認められる取組を止めて効果があると認められる取組に重点的に補助金を交付するなどの対応を検討することが望ましい。</p>	<p>（主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課）</p> <p>目標の達成に向けて、利用者数の増加に効果が認められない取組については、令和3年度予算において補助対象外とすることとし、効果が認められる取組に重点的に予算配分を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>V 観光スポーツ文化部 国際課</p> <p>5 日韓海峡沿岸交流関連事業</p> <p>【意見】繰越金の適正水準の検討について</p> <p>日韓海峡沿岸県市道交流実行委員会の平成29年度末の繰越金は12,967千円、平成30年度末の繰越金は11,401千円である。県の担当者によると、平成30年度末の繰越金11,401千円については、スポーツ（サッカー）交流事業（平成29年～平成30年）の事業期間が、台風により1年後ろ倒しになったことに伴う平成30年度事業費の令和元年度への繰越金4,495千円を含んでおり、当初予定どおり平成30年度に事業が完了していた場合、平成30年度末の推定繰越額は、6,906千円となるとのことである。</p> <p>当事業では知事会議を日本と韓国で交互に開催しており、日本開催年は韓国開催年に比べて会議費用が多くなるが、各県の毎年の負担金を平準化しているため繰越金が発生しているとのことであった。県の担当者によると繰越額のうち3,000千円は、令和元年度の知事会議の日本側開催に向けた負担の平準化のためのものであるとのことである。また、国際交流事業については、事業の性格上、突発的な要因により当初想定していない経費（日程変更に伴う航空機のキャンセル料等）が発生することがあり、過去の</p>	<p>（主務課・室 観光スポーツ文化部国際課）</p> <p>平成30年度末の繰越金については、事業の繰越や年度間の負担の平準化のために生じたものであり、令和元年度末では減額となった。</p> <p>令和2年度については、繰越金を適正金額に近づけていくため、実行委員会において各県の負担金は徴収しないこととした。</p> <p>繰越金を適正金額に近づけていくために、今後も各県で協力して対応していくことについて、実行委員会で合意を得ている。</p>	<p>措置済み</p>

実績等から、3,000千円程度の留保額は必要と考えているとのことであった。

平成29年度末及び平成30年度末の繰越金が多くなってしまった原因は前述したとおりスポーツ（サッカー）交流事業の事業期間が、台風により1年後ろ倒しになったことによるものであり一時的なものと考えられるが、今後また増加することがあれば原因を分析して場合によっては、県の財政負担の軽減の観点から実行委員会で協議して負担金を一時的に減少させることも検討していただきたい。

7 山口県国際交流協会育成事業

7-1 本庁

【意見】 交付要綱の補助対象経費の明確化について

補助金交付先である公益財団法人山口県国際交流協会の平成30年度の正味財産増減計算書内訳表を閲覧したところ、県から受け取った補助金9,620千円のうち「公益目的事業会計」の区分に5,197千円計上（「多文化共生推進事業」868千円、「国際理解・協力・活動支援事業」4,329千円）されており、「法人会計」の区分に4,423千円計上されていた。

「法人会計」は、管理業務やその他の法人全般に係る事項に関する会計の区分であり、「法人会計」の区分に計上された4,423千円は、一般的に法人運営のための管理費に充てられると考えられる。

「公益財団法人山口県国際交流協会補助金交付要綱」を閲覧したところ交付の対象について第3条第1項に以下のように規定されている。

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域社会における多文化共生の推進に関する事業
- (2) 国際交流に関する事業
- (3) 国際理解・協力に関する事業
- (4) その他前条に掲げる目的に合致する事業

上記の交付要綱の条文以外に補助対象経費について定めたものではなく、交付要綱の条文からは法人の運営費が補助対象経費に含まれるか否か判断が難しかったため、県の担当者に、補助対象経費の中に法人運営のための管理費は含まれるのか質問したところ、含まれるとの回答であった。

県は、当該補助金の交付目的に照らして法人の運営費が補助対象に含まれるべきものかどうかを改めて検討し、含まれるということであれば交付要綱に含まれることが分かるように明記すべきである。また当該交付要綱には補助対象となる科目や具体的な内容などを記した別表などがないため、別表で補助対象となる科目及び具体的な内容を定めることを検討すべきである。

7-2 公益財団法人山口県国際交流協会

【意見】 小規模助成金とグローバル山口国際活動支援事業費補助金の年数制限について

小規模助成金の助成対象事業は、交付要綱第3条第1項に「国際交流・国際理解または多文化共生の推進に関する事業」で「広く一般県民が参加できるもの」と規定されている。

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際課)

会計上の整理が不明確・不十分な点があったことから、財務諸表において補助金の一部が”法人会計の財源”に計上されていたため、今回の意見を踏まえ、県・協会の両者において「補助対象は交付要綱に明記された事業（運営費は含まない）」との統一・徹底した認識の下、令和2年度に補助金に係る整理を改めて行うとともに、令和2年度決算における財務諸表の記載についても適切な内容とした。

措置済み

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際課)

よりわかりやすく使いやすい助成制度とするため、両制度を統合し、令和3年度から新たに「国際活動助成金」を新設

措置済み

一方、グローバル山口国際活動支援事業費補助金の補助対象事業は、交付要綱第3条第1項に「国際交流事業」及び「国際協力事業」と規定されている。小規模助成金の助成対象事業とグローバル山口国際活動支援事業費補助金の補助対象事業は重複する事業もあるため同一団体が行う同一事業でも年度によってどちらの交付を受けるか選ぶことができ、例えば、日米協会岩国が実施するスピーチコンテストの場合、小規模助成金の交付を受けている年度もあれば、グローバル山口国際活動支援事業費補助金の交付を受けている年度もある。

小規模助成金は、交付要綱第6条第3項で「同一団体への助成金の交付は、原則として連続して5年を限度とする。」と規定しており、グローバル山口国際活動支援事業費補助金は、交付要綱第6条第2項で「同一団体への補助は、原則として3年度連続して行わない。」と規定しているが、同一団体が行う同一事業でも年度によってどちらの交付を受けるか選ぶことができる場合は、結果として毎年どちらかの交付を受けることが可能となってしまう。それぞれの交付要綱で年数制限を規定した趣旨を損なわないように、小規模助成金とグローバル山口国際活動支援事業費補助金の交付要綱の規定を検討することが望ましい。

VII 観光スポーツ文化部 文化振興課

1 やまぐち文化プログラム推進事業

1-1 本庁

【意見】 実行委員会の開催について

やまぐち文化プログラム実行委員会規約第9条によれば、実行委員会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、事業の執行に関すること及び実行委員会の業務に関する重要な事項に関することを決定する。

平成30年度は3回開催されているが、全て書面決議だけである。前年度についても同様に書面決議だけである。県担当者によれば、「当該実行委員会の事務局は文化振興課内にあり、各事業において計画段階から実施段階まで事務局が中心となり実行委員会構成員と顔を合わせた協議を繰り返し実施しており、その結果として書面決議として整理している」とのことだが、構成元の4者が実際に顔を合わせて話し合うことで、相乗効果を発揮し、さらに良い事業とすることができる部分もあると思われる。また専門委員会担当者も加わればより良いのではと思われる。書面決議のみではなく、できる限り実際に委員会を開催することが望ましい。

2 美術館企画展開催事業

【意見】 入館者数の目標と実績の差異について

「おいでませ山口観光振興計画」では、2県立美術館（県立美術館、県立萩美術館・浦上記念館）の過去5年間（平成28年度から令和2年度まで）の平均年間入館者数25万人以上とする目標を設定している。平成28年度から平成30年度までの3年間の平均年間入館者数は、20.8万人となっており令和元年度及び令和2年度で目標を達成するには過去3年間で相当上回る入館者数が必要となってくる。

当事業の担当者に各企画展の目標値の設定について質問したところ、「おいでませ山口観光振興計画」に掲げる平均年間入館者数25万人は2県立美術館における企画展

した。

また、新制度においては「同一事業への助成は、原則、連続3年を限度」とした。

（主務課・室 観光スポーツ文化部文化振興課）

令和3年3月15日に実行委員会を開催し、令和3年度やまぐち文化プログラム事業内容（案）及び令和3年度やまぐち文化プログラムの収支予算（案）について、協議を行った。

措置済み

（主務課・室 観光スポーツ文化部文化振興課）

運営会議による企画展の分析結果や事前予約システム等による来場者情報の分析により、令和3年度企画展では、新たな美術館ファンの獲得に向け知名度が高い作品や若者が親しみやすいテーマの展覧会を企画し、SNS等による発信など効果的な広報を実施した。

措置済み

の入館者のほか、通常展やイベント入館者も含めた設定になっている。企画展の開催計画は4、5年前から進めており、開催内容の変更は困難であるが、集客のための広報や展示内容の検討を重ね、この入館者数の目標を達成するため、各企画展の目標入館者数を設定している」とのことであった。

平成30年度の各企画展の入館者数の目標値と実績値は以下のとおりである。

企画展名	開催期間	入館者数	
		目標値	実績値
浦沢直樹展	50日間	55,000人	26,558人
超絶技巧展	43日間	42,300人	23,975人
雲谷等顔展	47日間	32,900人	9,356人
扇の国、日本展	48日間	38,440人	12,204人
第72回山口県美術展覧会	14日間	1,430人	4,508人

目標値を上回ったのは「第72回山口県美術展覧会」のみであった。他の企画展で目標値を下回った原因を分析して今後開催される展示会に活かすことにより結果として「おいでませ山口観光振興計画」の目標値を達成できるように一層集客のための広報や展示内容の検討を重ねていただきたい。

3 萩美術館・浦上記念館企画展開催事業

【意見】目標値未達の原因分析について

「フランス宮廷の磁器 セーヴル、創造の300年」展及び「彫金のわざと美 山本晃の詩想と造形」展の開催実績報告において、入館者数及び有料率について目標達成に至らなかった原因について実行委員会が作成した開催実績報告では主に外的要因（天候不順による客足減少）にあると記載されているが、内的要因についても検討し、翌年度以降の企画展に改善点等を反映することが望ましい。

（主務課・室 観光スポーツ文化部文化振興課）

来場者アンケート等の分析により、令和3年度より展示以外での美術館の付加価値を高めるためにミュージアム・ショップの充実を図った。また、企画展の魅力向上のため、展示品の作者自身によるギャラリートークなどの新たな取組を実施した。

措置済み

VIII 総合企画部 広報広聴課

1 維新やまぐち魅力発信事業

【意見】当事業の業績評価指標及び目標値について

当事業が当初の目的を達成したのかどうかを判断する指標及び目標値が設定されていない。インターネットによる双方向型情報発信事業ではメールマガジンの登録者数が把握されているが目標値は設定されていない。事業の有効性を判断する基準となるような目標値を設定することが望ましい。

業務委託については仕様書に記載された指標と数値を目標値として活用することができるが、「山口県県外メディアへの売り込み強化業務」では、上記(1)ア(ウ)成果に記載したようにメディア掲出実績について仕様書記載件数と実績件数を比較すると雑誌については、実績件数が仕様書記載件数を下回っている。仕様書記載件数は、業務設計段階で期待された効果を発揮するために必要と考えて設定した件数と考えられるため、実績件数が仕様書記載件数を下回るということは、雑誌について当初期待した効果を発揮してないのではないかと考えられる。検査調査

（主務課・室 総合企画部広報広聴課）

維新やまぐち魅力発信事業は、令和元年度に既に廃止済であるが、類似の戦略的情報発信推進事業において、意見の趣旨を踏まえ、令和2年度から検査報告書に合否判断の理由を明確に記載するよう改善を行った。

また、メールマガジン登録者数の目標値を令和3年度から設定し、事業の有効性を判断する基準とした。

措置済み

<p>に合格と記載するだけでなく仕様書記載件数に達しなかった雑誌についてどのように有効と判断したのか、検査調書に記載することも検討すべきである。</p> <p>X 商工労働部 商政課</p> <p>1 やまぐち県産品売込強化事業</p> <p>【指摘事項】業務委託先の選定について</p> <p>当事業においては、地域商社やまぐち株式会社の設立の経緯が踏まえられ、業務委託先が単独随意契約によって締結されている。</p> <p>事業の目的の中では、新たに関係機関・団体と連携した取組により、県産品の売り込み強化を図る旨も含まれており、取扱商品等のプロモーションなどの業務内容に鑑みれば、地域商社やまぐち株式会社の設立経緯があるものの、他の業者も選定候補として検討されてもおかしくないと考えられる。</p> <p>業務委託に際しては、類似する他の事業で実施されている業務委託の状況も踏まえ、安易に随意契約とせず、選定時において他の委託先も候補として検討されるべきである。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課)</p> <p>地域商社やまぐち株式会社の自走を踏まえ、令和2年度をもって、当事業自体を廃止した。</p> <p>なお、他の事業において業務委託を行う際には、類似する事業の委託状況等も踏まえ、委託先を幅広く検討している。</p>	<p>措置済み</p>
--	---	-------------